

平成19年（2007年）紀北町12月定例会会議録

第 3 号

招集年月日 平成19年12月11日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成19年12月19日（水）

応 招 議 員

2 番	中村健之	3 番	近澤チヅル
4 番	家崎仁行	5 番	川端龍雄
6 番	北村博司	7 番	玉津 充
8 番	尾上壽一	9 番	平野倅規
10番	岩見雅夫	11番	入江康仁
12番	平野隆久	13番	島本昌幸
14番	中本 衛	15番	中津畑正量
16番	東 澄代	17番	松永征也
18番	垣内唯好	19番	奥村武生
20番	東 清剛	21番	谷 節夫
22番	世古勝彦		

不応招議員

1 番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	副 町 長	北村文明
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	川合誠一
財 政 課 長	太田哲生	危機管理課長	中原幹夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	上原晴彦
住 民 課 長	宮澤清春	福祉保健課長	塩崎剛尚
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建 設 課 長	山本善久	水 道 課 長	村島成幸
紀伊長島総合支所長	石倉宣夫	教育委員長	喜多 健
教 育 長	小倉 肇	学校教育課長	世古雅則
生涯学習課長	家崎英寿		

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	大谷眞吾
書 記	上野隆志	総務課長補佐	工門利弘

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

11番 入江康仁	12番 平野隆久
----------	----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は21名であり、定足数に達しております。

なお、1番 東篤布君より所用のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

東篤布君からの一般質問通告については、欠席ということでもありますので、会議規則第61条第4項の規定により、通告はその効力を失うこととし、東篤布君以降の質問者の順序はそれぞれ繰り上げさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご了承ください。

議長

それでは、これより本日の会議を開きます。

議事日程を朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(議 事 日 程 朗 読)

議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第1

議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

11番 入江康仁君

12番 平野隆久君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

議長

次に、日程第 2 一般質問を行います。

本日は通告者のうち残り 7 名の方の一般質問を行いますので、ご了承ください。

なお、一般質問の取り扱いに関しては、議員の発言時間は30分以内として運営いたします。持ち時間が残り 5 分になりましたら、議会事務局長の机の前に黄色のカードを立て、質問者に対し周知することといたします。

また、一般質問の形式については一問一答方式とするため、会議規則第55条のただし書きにより、質問の回数は特に定めないことといたします。

質問の方法ではありますが、まず最初に登壇して通告した事項すべてに対して質問をしていただき、執行部の答弁のあとは自席にて質問をすることを許可いたします。

それでは、21番 谷節夫君の発言を許します。

21番 谷節夫議員

どうも皆さんおはようございます。

21番 谷、平成19年度12月定例議会の一般質問の通告に従い、議長の許可を得て質問に入らせていただきます。

通告については、1つ目に、紀北町第1次総合計画について、2つ目に、レクリエーション都市の整備について、この2点をよろしくお願いいたします。

私は、平成18年度2月から19年11月まで1年間、議会運営委員長を務めてまいりました。議会運営委員長の権限として、1つに議会の運営に関する事項、2つ目に議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、3つ目に議会の諮問に関する事項について、調査審査をしてまいりました。副委員長平野隆久委員ほか7名の委員と、1年間真剣に議論を重ね、スムーズに議会運営ができたことは、町長をはじめ執行部、同僚議員のご理解とご協力があったからだと思っております。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

町長が、19年度3月議会における所信表明の中で、19年度予算措置のための重点施策を表

明されております。1つ目に自然と共生したまちづくり、2番目に互いに支え合い、健康でいきいきしたまちづくり、3番目に地域資源を生かした活力、魅力あふれるまちづくり、4番目に豊かな心を育み、人と文化が輝くまちづくり、5番目に自立を目指して住民と行政がともに歩むまちづくり、以上5項目はどれだけ今年度に予算措置され、住民の反映と満足につながっているのか、それぞれに評価が違うと思いますが、予算額の大小にかかわらず住民各位に理解されていると思っております。

振り返ってみると防災をはじめ、多くの事業を実施したのではないかと考えております。まだまだたくさん事業内容も報告したいのですが、時間の都合上、できないことは残念でございます。

またその反面、最高裁判所第1法廷で、6月7日、11年争われてきた北牟婁郡紀北町紀伊長島区の産業廃棄物中間処理施設建設計画禁止訴訟について、紀北町の上告を事実誤認や、単なる法令違反を主張するものだとし、法令違反などの上告理由に当たらないと棄却し、町の敗訴が確定したのであります。

また、地域産物展示販売施設、お魚らんど海山の紛争では、10月29日に仮処分申立書を津地方裁判所に提出する2業者に対して、裁判所側が建物を明け渡せとの決定を求めており、12月27日には、もう間近でございますが、第4回目の審尋が津地方裁判所で行われる予定と聞いております。町にとって非常に困難な問題も抱えております。

20年度に向い、町長をはじめとして職員、議員も襟を正して町民の信頼を回復し、明るいまちづくりを推進していかなければと思っております。特に強く町長に要望いたします。町長がこの困難をどう乗り切っていくのかを、お示しをしていただきたい。

さて、昨日の9名による同僚議員一般質問と重なるところも多々あろうかと思いますが、紀北町第1次総合計画について質問いたします。平成17年10月11日に合併して、丸2年が経過いたしました。加えて紀北町第1次総合計画案を提出してから1年になろうとしています。10カ年の基本構想を立て、前期の5カ年基本計画、さらに3カ年の実施計画を立て、それに基づき毎年、調整と再編成を行いながら、定めるローリング方式によって進めることとなっております。

この12月議会が終わると20年度の予算のヒアリングが始まると思います。町長の任期も残すところあと1年10カ月となっております。20年度予算については3カ年の実施計画が反映され、奥山町長のカラーが色濃く出ると推測いたします。町長が昨日も情熱を持ってあたると言っております。町長の情熱を持って、これだけは20年度予算措置をして実施する実施計

画を、是非示していただきたいです。

それから2番目に、レクリエーション都市の整備については、利用者のニーズを的確に把握し、社会経済情勢の変化などに対応する計画の見直しを行いながら、レクリエーション都市の整備をどのように進めていくのか。その中でも海山区の矢口浦にあるテニス場前の県営の土地を利用した総合グラウンドの計画を立てられるのかどうか、答えていただきたいと思います。

まず、総合計画の関連ですが、このことを町長に明確にお答えしていただきたいと思います。案の9ページにあるんですが、観光資源の維持として13年度以降増加傾向にありましたが、平成17年度にはやや減少し、7万8,840人となっています。これは熊野古道本町の入り込み客のなかで語っています。そしてその表の中に、観光入り込み客数の維持ということで、平成17年度は116万2,143人となっております。

町長はこの間、どこの場であったかも知りませんが、今120万人の入り込み客がある。もちろんこれは総合計画の中でのこうしたことを書くことによって、私は単純な計算ですが、実際にこの紀北町に120万人の入り込み客があるとしたら、1,000円使ってもらっても12億円も入り込み客のお客さんがお金を使ってくれるという計算になります。一万使ってくれば120億円、うちの80億円強のその予算額だけの入り込み客がお金を使ってくれるという計算になります。

もちろん総合計画の中で、こうした観光産業の維持のために、入り込み客の計算をして、そうしたインフラ政策をちゃんと立てていくのかどうかというと、非常にこう疑問を感じるものであります。このあくまでも案の資料なんですが、これは提供は資料が産業振興課ほか、紀北町観光ガイドなどによるとなっております。

ですから、私は町長がこうして発表されることによって、当然、町民の皆さんも「オオッ、なんだ紀北町にそんなに人が入っているのか、それじゃそういう施設も整っているのか、一体どんなお客さんだろう」、私自身も実際単純計算と、1日4,000人来て、30日で12万人、そうすると大体3,500～3,600入り込み客が来ているということになります。この辺を軸に計画を、この実施計画を立てるんだとしたら、これは大きな数字になっていきますので、この辺をきっちりどこをどう頼って、どんなところに1日3,500人から3,600人のお客さんがどのように来ているのか。

一応、それは企業ですから明確に、税金とかいろいろの問題で明確に入り込み客のあれも、なかなか統計も取りにくいだろうと思いますけど、そうした正規のものを役場としてはそう

いう正規なものの中で、こういう数字を出していると思いますので、これを是非一度きちっと回答していただきたい。

それからですね、レク都市の計画なんですけど、実はなぜ私はそういうことになりますかと言うと、そういう質問するかと言いますと、実はレク都市の再評価委員会ですね、地元の有力な方もその再評価委員をお辞めになったということを聞いております。そして資料として、その県の再評価委員というのが、実はちょっと資料取り寄せたんですけど、スタッフが11名になっております。それから県の所管がですね、事務局担当が県土木整備部公共事業運営室となっております。たまたまこれは言っていることかどうかわかりませんが、言えば地元というか尾鷲の出身の方がこの室長になっていると聞いておりますので、こういうことからいろいろと町長が行動していただきたいということで、質問いたすわけでございます。

実はですね、一つには非常に、これはよくせっかく合併して2年になったのに、海山区と紀伊長島区の予算の格差があるじゃないかという質問も度々出ております。昨日の質問でも出ております。そんな中で、私はこの熊野灘臨海公園の検討委員会というのが、実は長島区にありましてですね、その片上池周辺に皆さんご覧になった方もあろうかと思いますが、今、その木製ですね迂回路デッキが出ているんですね。これ建設課が県の事業ですけど、資料を出していただきたいんですが、一応この検討委員会が地元とそれからいろんな形で県から委嘱されているんかどうかわかりませんが、10数名で地元の区長さんなんかも出ましてですね、そういう会をつくっていられます。

それでそのことを町を通じて県によく要請してですね、実はそのレク都市公園の中にですね、今の萩原台の公園が整備されております。その中にですね、一つ気になることで、その萩原台の遊園地にミニ熊野古道の計画があると明記されているわけですね。下河内の里山でも人工池というのですか、外国語で言うと難しい名前なんでちょっとあれなんですけど、そうした自然体の中に、こうして熊野古道が歴然とある中でですね、たってお金を使ってですね、そんなミニ古道をつくらなければいけないのか、ちょっと私も私なりに、検討委員会の方に怒られそうなんですけど、このことも私はちょっと考え直してはどうかと思っております。

それでですね、つくるのであればですね、片上池周辺をまだ熊野古道の模型造りをするというのなら、これだったらいいかなと、これは私の私見なんですけどもね、そう思っているわけなんです。これは町長ははっきりと担当課長でもいいですから、お答えしていただきたい

い。

それから残念なことにですね、私は昨日の前者議員が、スポーツ関係でかなり紀北町の活躍している全国的に優勝した、県で優勝したという発表がございました。一般質問の中でね。その中で町長もしっかりとそうした生徒、あるいは社会人のですね、スポーツにも関心を抱いてですね。できるだけそういう施設の充実を図って、将来その紀北町から、その前の1日目の会議のときも、サッカーではですね順天堂大学へサッカーで入っていると、あるいはジュビロなんかな、ちょっと勉強不足でわからないんですが、そうしたところで今活躍している、そうしたサッカー選手もおられます。

そうしていろいろとラグビーとか、サッカーとかソフトボールだとかミニバスケだとか、もう活躍して、またそれに関していろんな大会があると、そうした関連人口がどんどん来てですね、それこそ町内の民宿だとかホテルだとか、あるいはそれに関する食品会社なんかの利益もですね売上も伸びて、それこそ町の活性化になると信じています。

そんな中で、紀伊長島区の片上池の周辺と城ノ浜の検討委員会ができておりますが、その海山区の大白海岸も当然レク都市計画に入っておるわけですね。そんな中で、なぜ海山区にそうした検討委員会を立ち上げてですね、国も県も今こういう財政の中でですね、非常にそういうレクにかかる金はないから東屋とか、あるいは芝生程度で終わらすんだという考えがあるそうなんですけど、しかし、町長、これはあくまでも国も県もそう言っているだけで、福田総理が今回の国の予算でですね、公共事業も3%、全体に3%減らすと、そして公共事業も当然それに乗じて減らすと言っているわけですね。

ですけど、私はやっぱり町のその活性化というのは、やっぱり80億円の予算の中で、残念ながら紀北町の税収入というのは知れておると思うんです。あくまでも紀北町が潤って、一番原資というか財源というのは、おそらく公共事業が一番やっぱり関与すると思うんですね。いくら起債総額が130億円あったとしても、その130億円は何にも町が使ったわけじゃない。もちろんその予算の80何億円の予算の中で土木業者も潤えば、町民のいろんな方がその予算の中で仕事をさせていただいて、潤っているわけですよ、町長。

だから町長、もっと自信持ってですね、動いていただきたいんですよ。やっぱり非難される方もあるけど、やっぱり町長を応援している方もある。私はやっぱりこの行政というか、町というか、人間というのは、お互いに信じ合って町長のようにやさしい愛情、情熱、思いやりを持ってやっぱり行政にあたれば、私は丸い、本当に安心で安全で、そして健康な紀北町ができ上がると思うんですね、町長。

そういう中で、この検討委員会が海山区でなぜできないのか。それと言いますのも、私は実はこの一般質問も久しぶりでありまして、この一般質問するのに県へ一遍行ってこいと、本庁へ行ってまいりました。そしてまず言われたことは、「谷さん、その紀北町の総合計画は一体どうなっているんですか」と言ったわけなんですね。僕も不勉強なところがありまして、県民局の東紀州対策局というのができ上がっておりまして、それは県庁の2階にあります。皆さんもよくご存じだろうと思うんですけども、そこへ行きましたら、「もうその対策局もハードな仕事はやるわけじゃないんですよ、谷さん。東紀州でいろんな講演をやると思ったら、その講演者をやっぱりアドバイスして、こういうそれに適したこういう先生がいらっしゃいますよ」と、じゃ県はそこへちょっとアタックしてみましよう、言うたらソフトな面でこの東紀州を守っていこう、盛り上げていこうと、県も相当人数、局を持っておるわけですね。

ですから、ご親切にその室長が私にいろんなところへ行って、そのグラウンドもできないかどうかということも、あなたは今どうなっていますかということも、よく聞いてきてくださいということで、私はいろんなところを渡り歩いてですね、実は勉強してまいりました。

やっぱりそんな中で、基本はこれは皆さん議員さんがいつも町長に要求されるように、基をただせば国の事業も県の事業も町が立ち上がらなければ、これは絶対できないと本当に改めて再認識、町長したわけなんですよ。ですからその点もひとつお聞かせください。

これぐらいで町長の回答を待ちましてですね、あとは自席で質問させていただきます。よろしく願いいたします。

議長

町長。

奥山始郎町長

谷議員のご質問にお答えいたします。

紀北町第1次総合計画についてであります。実施計画につきましては、総合計画の実施過程で、計画と実績のずれを調整・再編しながら定めるローリング方式によって進めることになっておりまして、組織、予算などの経営管理の指針となるものであります。

現在、当初3カ年の実施計画につきまして調整の段階であります。各課から出されました、予算細目毎の事業要望件数は、平成20年度・21年度ともに、約270件ほどでありまして、税収や交付税の減少に伴い、平成20年度分の計画段階においても財源が不足することが見込まれており、平成21年度分も同様の状況にあります。

今後、各課から出されました要望事業の精査を進めるとともに、優先順位を付け、来年度予算の編成や予算査定とあわせて、実施可能な最終の実施計画にしていきたいと思います。この計画につきましては、各年の予算とできるだけ整合性を図りつつ作成していくことに加え、年度終了後に事業の実績や効果を十分把握し、総合計画の目的に沿ったものであるかを検証し、修正・調整をしていくこととしております。

何とぞ、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、2点目のレクリエーション都市の整備についてのご質問にお答えします。

昭和44年12月に紀伊長島地区の218haが熊野灘レクリエーション都市の区域として指定を受けました。その後、昭和51年12月には大白地区の93haが区域に編入されています。

現在では、三浦地区、道瀬地区、海野地区等を含めた531haが「都市計画公園・熊野灘臨海公園」の区域として決定されています。

昭和44年の指定から、平成18年度までに、国庫補助による県の公共事業で園地、園路、オートキャンプ場、体育館、展望台等の公園整備として、152億3,000万円が投資され、また官民による第三セクターでもテニスコート、コテージ等の整備に19億3,000万円が投資されています。

レクリエーション都市の整備については、昭和58年の「見直し計画」や昭和63年の「整備全体構想基礎調査等」の基本計画に基づき、社会情勢の変化に対応しながら、公園事業を中心に整備を進めてきております。

また、平成10年3月には東紀州交流活性化事業により、熊野灘臨海公園基本計画の検討を行い、検討書で指摘された、社会情勢や利用者のニーズ等時代に即応するよう、柔軟に計画を見直し整備を進めてきましたが、その後、三重県が導入した「公共事業再評価システム」による、再評価委員会からレクリエーション公園事業に対し厳しい意見が出され、事業計画と実施には、まず再評価委員会での承認が必要不可欠な状況となっております。

したがいまして、今後は、「三重県・公共事業再評価委員会」で認められた、事業を進めて行くこととなりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

それから、谷議員におかれましては、この壇上ですと、かなり突っ込んだ詳論から各論にも入っておられる質問をされておりますので、私もすべて網羅した答弁ができるかどうか、これはわかりませんが、今、私の頭に入っていることですのでお答えし、また詳しくは担当課長が自席で答えさせていただきます。

まず、入り込み客の数の明細、これはなかなかつかみにくいものであります。大体私の思

いではですね、18年度 120万人、紀北町というふう覚えておまして、これはまだまだ今後の入り込み客の誘致についてですね、努力していかなければならないと、そのように考えております。

その次は、萩原台にミニ熊野公園が明記されていることについては、私はそのことについては不案内でありますので、担当課長が答えます。

スポーツ施設の充実、サッカーとかそういうことも要望はしてきておりますが、これについても主導権が県にありまして、我々は要望してですね、地元負担を負担していく。

それから検討委員会ですか、片上地区と城ノ浜があるというふうに議員がおっしゃっております。その中でいろいろと地元の詳細についての要望をされてですね、それを聞き取って県が対応していくものと、そのように受け止めております。

それから起債残に気をつかうことではなくて、もっと積極的に事業を展開するようにというアドバイスとして受けておりますが、もちろんこれは町の活性化においてはですね、事業展開は非常に大きな刺激になるとは思っておりますけれども、昨日の答弁で申し上げたようにですね、起債残高が標準の財政規模のですね、非常に高い割合を占めておってですね、その割合が県下の市町の中でも下位のほうであるということも踏まえてですね、もう少し紀北町財政の健全化を進めながらですね、元気が出るまちとしていろんな施策を考えていくのが役目だろうと、そのように考えております。あなたのご提案は、一つのご提案として受け止めさせていただきます。以上でございます。

議長

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

まず、その入り込み客数の客数ですが、町長はなかなか統計とか基準がわからないと言いますが、町長、単純計算で、これは担当課に答えていただいてもいいですけど、実際ですね、集客できるホテルとか民宿、実際に、もちろんこれ日帰り客もあると思うんですけど、それは大体何人、この紀北町で収容できるんですか。その辺をきちっと詰めておかないと、予算措置をするにしても何をつくってどんな看板をしよう、何をしようとか細かいことまでいっても、やっぱりその辺をきちっとしておかないとね、なかなかその予算措置をして、こういう入り込み客のために観光ガイドのために、こういうお金を使うというのはできにくいと思うんですよ。これはできるだけ明解にお答えください。

議長

町長。

奥山始郎町長

宿泊はどの部門で、何名ということは非常につかみにくい数値であります。

それから、さきほどの 120万人という数値はですね、これは県の発表を基本として受け止めて、町でそこまではまだカウントし切れてないところであります。

議長

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

町長、これはですね産業振興にかかわることでありまして、やっぱりこれは基本じゃないかと、県がこう発表したから、それに乗じて町が発表して、それで総合計画の中に立てていく、これでいいんですか、町長。

議長

町長。

奥山始郎町長

それでいいというわけではございませんけれども、現在のところ、そのような状態にあるということでございます。

ここに今、手元に入っているのはですね、例えば古里海岸、平成18年度においては、1万521名とかですね、それから道の駅紀伊長島マンボウにおいては、18年度同じく84万5,776人とか、そういうデータがございますけれども、宿泊の数はですね今のところ明確ではございませんね。

議長

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

なるほど町長の回答では、言うたらマンボウへおしっこ、トイレ休憩する人数もおそらくこれ80万といたら入っているんでしょうね。やっぱりそれだったら長島へ足を踏み入れる数と言えば、なるほどということもうなづけるんで、これももっと私もその具体的に知りたかったんですけど、こうしたこの総合計画の中に、その入り込み客数の維持をやっぱり把握するとすれば、もう少し詳細にですね、やっぱり民宿にどれだけ泊まり客が何人、そしてなるほどと思われることもあるんですけども、今回のその港市協会がやっている「年末港市」でもですね、もう昨日一昨日で3万人、ですから昨日で4万人ぐらい来ているんじゃない

いかと、そんな人数も入れるとね、なるほどそうした人数も来るのかなということも思うんですけど。

やはりこういうことも実際に、その実施計画を立てるにあたってね、非常に重要な部分だと思いますんで、もう少しこれから詳細なですね、実施計画ではそうしたこともきちんと示されると思うんですけど、そのことを十分担当課のほうもですね、よく検討してやっぱりその数字を発表してもらうようにしていただきたい。

これでこの件はとりあえず終わります。

それからですね、その片上池周辺の整備の件なんですけど、ミニ古道は町長は理解してないという、知ってないということなんですけど、これ建設課のほうで、どうしたこれ予算としてはですね、これは私は資料要求をしているんですけど、熊野灘臨海公園事業レク都市公園事業費調書というのが、その17年度から19年度であるんですけど、これ各議員さんに配っていただいたほうが有り難いんですけど、これ資料用意してもらっていますよね。配られていますか、どうもすみません。

そしてですね、この19年度にこれは3億円ですか、19年度。そしてこの木製デッキ、木橋広場整備、園路こう、測量試験費、これが出ているんですけど、この何か図面が建設課のほうで持ってないんですか、県の事業ですけど。資料提出は私は求めてなかったんですけど、持っておればまたあとでもいいですから出していただきたい。これお答え願えませんか。

議長

町長。

奥山始郎町長

担当課のほうでお答えいたします。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。ただいまの図面の資料でございますけれども、一応県のほうから建設課のほうには届いております。ただこの部分につきましてはですね、全体計画等を表したものでございまして、今後ですね修正になってくる部分もあろうかと思われますので、正確なものではないということでございますので、資料提出は控えさせていただきたいと思っております。

議長

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

その資料提出は控えさせていただきたいと言いますが、それに関連なんですけど、これはその検討委員会の会員もですね、非常にこう変わる人によって、やっぱりこの公園の開発は違ったものになってくると思うんですね。ですから、これはできればですね、やっぱりもちろん町もこの予算にはですね1割の負担ですか、90%が国から県からきて町が1割、3億であれば3,000万円のお金が要るわけなんですね。これはどうなんですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

担当課でその件についてもお答えをいたします。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。ただいま言われました町の負担でございますけれども、県の事業費に対して1割の負担でございます。

議長

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

そしたら3億円の3,000万円じゃなくて、県は、国と県ですね、当然。それはどうなんですか。

議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

あくまでもですね、事業主体が県でございまして、当然、三重県におきまして国庫補助は得ております。したがって、全体事業費のうちですね10%が町の負担でございまして、残りは県が国からの補助金とですね、県の予算ということでございます。

議長

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

そうした予算措置を見てもね、やっぱりこの町としては真剣に、やっぱりこの事業が本当

に効果があって、やっぱり町民に親しまれるんかということは重要なことだと思うんですね。ですから、そういう検討委員会に参加できるチャンスがあれば、こうした情報もつかめるんですけども、一般の予算の中でですね、気がつかなくて流れてしまって、あっこんなものができ上がってからですね、こういうものができ上がったんかという認識しかできないということなので、その辺も私自身がやっぱりそこに気がついて、やっぱり予算のときにですね、きちんと質問しなかったのも自分のミスだと思うんですけど、やっぱりこのこともできたら、こうした大きな事業はですね、できるだけ度々議員からもそのことは指摘されておると思うんですけど、説明会なり何らかの形によってですね、是非その場を今後設けていただきたいと要求します。

それからですね、続いてその今、町長が回答しましたように、大白海岸もですね、当然そのレク都市の事業の中に入っているわけですね。じっとしておれば、私は以前議員のときには毎年5億円県からもらって、そして旧海山町と旧長島町が半分ずつその予算を使って整備をしているっていうことを、度々聞いていたわけですね。

ですから、いくらその県がもうその事業の推進を止めたといっても、やっぱり必要なグラウンドについては、これは特にその海山区のですね、もうずっと前からの願望であったわけですね。是非そうした総合グラウンドつくっていただきたい。是非、もうこのことをですね、検討委員会も立ち上げ、これは県が立ち上げると思うんですけど、もちろん町がここに要求を持って行ってですね、そうしたことの計らいを是非していただきたい。町長、いかがですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

この大白公園の中のグラウンド整備については、これは合併前からの海山町のですね、要望として県に上がっておりました。その経緯は私も存じております。紀北町になってからもですね、そのことを県当局に向けて要望をしております。

しかも、県土整備部長がおいでになったときもですね、重ねて要望をしておりますが、ここはどうするという確定的な情報はまだ入手しておりませんが、評価委員会との関連でですね、それが決まってくると、そのように拝察しております。

議長

谷節夫君。

21番 谷節夫議員

そうしたですね幸いにして、その評価委員のその役割を果している県のその室長がですね、近隣の室長だとしておりますのでね、是非、今チャンスだと思うですね。こうした財政の厳しいときにですね、そうした大きなものができるかどうか、これは至難の業だと思いますが、実はこの熊野のですね、山崎運動公園ではですね、非常に県や国、他県から、あるいは県内からのですね、そういうスポーツが大会とかいろいろなものが催しされて、非常にこう町に活性化をもたらしているわけですね。

是非、町長、このことはですね、何らかの形で検討委員会も立ち上げてですね、私も及ばずながらそうしたことをですね、これからどんどん勉強いたしましてやりたいと思いますのでね、要望というか是非これを進めていってほしい。もう一度ご回答をお願いいたします。

議長

町長。

奥山始郎町長

紀北町といたしましても観光交流、入り込み人口の増というものは考えておりますので、この公園内におけるグラウンド整備等はですね、それに資するものであると考えておりますので、続けて運動をいたします。

議長

これで谷節夫君の質問を終わります。

次に、6番 北村博司君の発言を許します。

6番 北村博司議員

おはようございます。議長から発言の許可をいただきましたので、事前通告に基づきまして一般質問を申し上げます。

質問は1件だけあります。本庁の移転と紀北中の移転についてというテーマでお尋ねいたしております。町長並びに教育長からのご答弁をちょうだいいたしたいと思います。

皆様ご承知のとおり、平成17年1月27日付の旧両町の合併協定書がございます。これは調印した現物ではありませんけれども、ここにですね4番目、合併のさまざまな約束を記した中に、4番目に新庁の事務所の位置とございます。合併当初の新庁の事務所の位置は、海山町大字相賀 495番地の8、現海山町役場とする。

2つ目、合併後5年以内に新庁舎の位置を紀伊長島町内の国道42号沿線で防災面、経済性、

利便性、発展性にすぐれた適地に定めるとございます。同様の趣旨のものが合併後の最初の臨時議会で、賛成多数で議決されております。

この約束でございます。これは合併協定というのは、合併特例法に基づく法定協定の決議というのは法的拘束力がございますので、これについて現時点で町ご当局がどのようにこの約束事についての取り組みをなさっておられるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

2つ目は、県立尾鷲高校長島校、これは今年の3月までは併設の形になっておりましたけれども、旧県立長島高校のことでもありますけれども、平成22年3月に閉校することが、すでに県教委の決定でなされております。閉校することになっておます。旧両町で了解事項となっております同校跡地への本庁移転の準備を進めておられるのかどうか、これも現在での取り組みについてお尋ねをいたしたいと思います。

3つ目ですけれども、町立紀北中学校につきましては、耐震上由々しい状態になっております。構造材にひびが入ったり、大きな柱にひびが入ったり、体育館等はすでに地盤沈下等が現状が進んでおりますけれども、いずれの時期か、早い時期に全面改築が迫られておりますけれども、この際、本庁移転とあわせて長島高校校舎を活用する形で、長島校ですね、長島校校舎を活用して移転してはいかがでしょうかという、ご提案を申し上げますが、お考えをお聞きいたしたいと思います。

次に4点目として、長島校の敷地、校舎、体育館等は本庁と紀北中学校の併設に十分な広さを確保できると思いますけれども、いかにお考えでしょうか、お尋ね申し上げます。

5点目は、長島校の閉校は、あと2年3ヵ月後でございます。合併協定に定められた約束の移転までの準備期間としては、私は少し足りないかな、よほど全庁挙げて取り組まないとなかなか、やや不安に感じておりますけれども、準備期間としてはこれで十分なのでしょうかどうか、町長、教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

なお、かなり移転としては大がかりなものになると思いますので、その辺のプロジェクトを進めるためには、所要の調査、あるいは地盤の測量とか、現状の長島高校の校舎の構造、耐震構造、その他についての調査が必要になってこようと思いますので、平成20年度の当初予算に所要の予算計上をいただくようお願いを申し上げたいと思いますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

なおですね、この新庁建設計画の中に、主要事業としてですね本庁舎建設事業が上げられております。この実施にあたってはプロジェクトを立ち上げるなど共通認識のもと、組織的な推進体制の強化を図るということをお約束なさっておられます。合併協議会がですね、

町民の皆さんにこういうふうにご約束されておりますので、当然、取り組まれているはずでございますので、現状での進行状況についてお聞かせいただきたいと思います。

なお、関連質問につきましては自席から行いますので、よろしくお願い申し上げます。以上。

議長

町長。

奥山始郎町長

北村議員のご質問にお答えいたします。

合併協定書で「合併後5年以内に新庁舎の位置を紀伊長島町内の国道42号沿線で防災面、経済性、利便性、発展性にすぐれた適地に定める」とされており、また平成17年10月20日の臨時議会において決議されたところであります。合併協議の中で、この項目が取りまとめられるまでには相当な議論がなされ、その結果として、旧両町が苦渋の決断を行い、合併が成立したものであります。私といたしましては、この合併協定を重く受け止め、本庁舎移転を推進してまいりたいと考えています。

現在の取り組み状況についてですが、県立尾鷲高校長島校を庁舎移転候補地の一つとして、先月、教育長とともに県教育委員会にご挨拶に伺っており、今後、協議を続けてまいりたいと考えております。

次に、紀北中学校の耐震化計画実施に関連し、長島校の平成22年3月閉校に伴い、その跡地へ移転という対応を、というご意見についてですが、本町教育委員会もその点について候補地の一つとして検討を進めているところです。

長島校の敷地は3万6,128㎡、校舎等は1万899㎡あり、生徒数250名前後と予想される今後の紀北中学校生徒数を考えれば、本庁舎との併設も可能であります。

本町教育委員会としては、長島校が来年度新入生を受け入れられないと決まった時点で、県教育委員会に非公式ですが跡地利用について関心を持っているので、今後相談に乗ってほしいということを申し入れてあります。

ただ、平成21年度までは在校生がいますので、慎重に県教育委員会と連絡を取りながら、紀北中学校の移転問題について検討を進めていきたいと思っております。

平成20年度当初予算におきましては、本庁舎等移転推進のための必要な予算化を検討したいと考えております。以上です。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

それでは細部について、追加の質問をさせていただきたいと思います。

町長も今申し上げられましたように両町の苦渋の決断、町・議会ともに苦渋の決断によって、この合併協定が結ばれたわけです。当時のですね12月9日付の地方紙の記事を読みますとですね、ここにございますけれども、2つの新聞にありますけれども、平成16年12月16日について、法定協の塩谷会長が16日にですね、「この庁舎位置の問題に結論が出なければ、重大な決議をしなければならない」と、これについて閉会後の取材に対しては、決着がつかなかった場合の合併協の解散を示唆したと書かれております。

つまり、この庁舎の位置の決定と地域自治区ですね、地域自治区の設定についてが合併の最大の争点、合併協議の最大の争点だったことは副会長であった奥山町長が、当然十分以上にご承知かと思います。ここらあたりについてですね、12月16日という塩谷会長が期限をお切りになった。私はこの期限を切ったことは良いか悪いかじゃなしに、そこへ向けて両町当局、並びに両町議会全体が死に物狂いで取り組んだ。それが苦渋の決断という言葉が使われたわけです。

私ここに期限の前日、前夜ですね。平成16年12月15日午後7時からと、現在の本庁の別館大会議室で12人の委員が出席した。これは新庁舎候補地に関する小委員会の第7回の会議録を今手元に持っておりますけれども、ここに至るまで公式、非公式を問わず、両町町長、両町議長、あるいは特別委員会の幹部等で、もう死に物狂いで連日連夜調整を図りました。両町の合併特別委員会では強硬論もある。もうこれで御破算になっても仕方がないという議論もあったわけです。その中で最終的に15日の小委員会で決着をみたんです。もちろんその前に折り合いがついて、どうにかこうにか折り合いがついたわけですが、この小委員会の発言の中に、両町の議会人から苦渋の決断だという言葉が出たわけです。

それで、この合併当初は現本庁、当時の海山町役場に置く、それで5年以内に当時の紀伊長島町の42号線沿線の了解事項として、長島高校の跡地に定めるということで結論が出ました。実はこのときに、私は合併特別委員長させていただきましたけれども、なかなかこれでは担保がない。お互いです。お互いに両町にとって、果してその約束事が守られるかどうか、担保がないという議論が非常に強く出てます。海山町議会のほうは私は存じませんが、当然、苦渋の選択をされたわけですから、それが信用できるか、できないか、旧長島町ではあとどうなるかわからんような状態では困ると、逆に5年間紀伊長島町役場に置いたほうが

いいんじゃないかという、一時的ですが、そういう発言もございました。最終的には12月15日に紀伊長島町の合併調査研究特別委員会では、現在の文面が承認されたわけです。

それで、この小委員会ではですね、皆さんいろいろ苦しい立場、互譲の精神ということも中本委員長、当時の委員長が互譲の精神のもとでこういうふうに着着できて良かったとか、皆さんは苦しい中で大変な思いをして結論を出した。この小委員会では今の5年間は海山に、その後は紀伊長島の文書の中でこそ書かれておりませんが、長島高校跡地でということでも結論が出ました。

それで私は忘れもしません。大変自ら期限を切ってですね、大変苦しい思いで取り組まれた責任を持って取り組まれた塩谷会長がですね、最後にこういうことをおっしゃっています。5年以内の中でこれを違った形で、要するにたがえることは、これはとても申し開きできないこととございます。そしてまさに海山町が嘘をついたという形になりますので、それは絶対にあり得ないということだけ申し上げておきます。

法定協の海山側の委員が署名捺印しても結構ですよということ申し上げられた。そこまで私どもの気持ちを汲んでいただきまして、ご安心をくださいと、こうおっしゃられて、大変嬉しく存じました。塩谷当時の町長、奥山町長、それから議会人皆さん苦渋の決断をいたしたわけとございます。

町長は推進する候補地の一つとしてとおっしゃられましたけれども、一つではない。候補地の一つではなくて、唯一ここしかないというふうには私は当時の協議の中で確信いたしておりますが、町長ちょっとその候補地の一つという表現を訂正していただいけませんか。

議長

町長。

奥山始郎町長

このことにつきましてはですね、今、議員がおっしゃったように、そのときの小委員会のメンバー、あるいは合併協議会委員の人たちは、暗黙の了解があったものは私は受け止めておりますが、そこに明記した文書がないんですね、それは皆さん知ってらっしゃるんですけども、そういう意味で候補地の一つという表現を使わせていただいたわけとございます。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

文書がないとおっしゃられます。私は公文書持ってます。これは公文書です。つまり公務

に基づいて作成された会議録ですから、公文書です。これ新町の事務所の位置に関する条例問題についてと、つまり条例上どういう表現するか、合併後最初のですね庁舎の事務所の位置を定める条例の表現をどうするかというのが、平成17年8月4日から、この公文書の記録にあるだけでですね、8月19日まで実に7回にわたって、これは紀伊長島町側だけです。あるいは紀伊長島町と海山町との協議の記録がございます。

これにこういう記録がございます。要するに塩谷町長としてはですね、当時の町長としては、長島高校を要するに候補地にできる担保があるのかと、必ず長島高校に本庁の位置が行けるのかどうかということを懸念なさっておられた。私は当然のことだろうと思います。

当時の海山町民を代表する方としてはですね、お互いに担保がどうなるんかということ、盛んに心配している。それでさらにこういうことを塩谷町長は、この記録にはこうやって書いてあります。塩谷町長は、そこまでこだわるのであったら長島高校を担保としてもらわないと困る。たとえ条例に入れてあろうが、我々にイメージする場所と違ったら否決ですよとまで発言されております。

奥山町長、あなたご自身もですね、今の状況だと長島高校以外の場所であったら、議会で否決されると思います。新町の議会です。こういう議論で、あなたも町長、塩谷さんもそれでこの議論に加わられた。中本当時の議長、あるいは川端前議長含めて皆さんの共通の認識だったんです。長島高校以外であったら新町の議会で事務所の位置変更は否決されるだろうということが、共通の認識だったんですが、町長のご記憶を戻していただきたい。

議長

町長。

奥山始郎町長

これはですね、確かに暗黙の了解で長島高校というのがあったことは、私は明確に記憶しております。それを今、候補地の一つとしてと申し上げたのは、そのような10月の20日の議会のときに、それは出されていますか。その長島高校跡ということ。おりませんね。その辺も勘案したうえで候補地の一つと申し上げたわけでありまして。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

長島高校が将来的に、その時点ではですね、将来的に閉校になったときという前提で、長島高校の跡地を提案されたのは塩谷さんです。これ以外であったら多分否決されるんじゃ

ないですかという、ご意見もなさっております。その時点では長島高校にまだ生徒がたくさんおりましたけれども、廃校のスケジュールは決まっていたわけでございますね。

ですから、当然中学校側とか、当時の保護者の一部の方からですね、その時点では長島高校進学を希望している子どもさんもいらっしゃるんで、控えてほしいというのが、それでこれが禁句になってったんです。暗黙の了解ではありません。こうやって記録が残っております。

教育長のご答弁いただいておりますのですけれども、紀北中の移転先としては問題はないかどうか。あるいは中学校、小学校、あるいは保護者にはどう受け止められるかどうかについての感想をお聞きしたいと思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

その件については、教育長がお答えいたします。よろしく。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

ただいまの質問にお答えいたします。

教育委員会としても十分この長島校舎の跡地の活用については、検討をいたしておりまして、有力な候補地として設定をしております。

今の町長の答弁にもありましたように、中学校と、それから庁舎の併用等については、現在の広さ、施設といった点では何ら問題はありません。ただ、小学校には校舎の規格が全然違いますので、これは校舎を利用するということはまずできない。

それから小学校2つをですね、小学校と中学校の2つをあの学校へ建てるというふうなことににつきましては、運動場、体育館、すべて二通り揃えなければなりませんので、こうなると、また面積施設等で問題が出てくる。ですから、庁舎と中学校との併用、庁舎と全面的に校舎を取り壊して新しい校舎を建てて小学校との併用、そういった点については問題はないと思っております。

それから父母等への話し合いについてはまだやっております。もう少しですね、皆さん方とも、町当局とも、皆さん方とも討議をしたうえで、移転の問題が皆さん方の多くの賛成を得たうえで、この大抵の方向として確定した時点で、ご父兄の方々には諮りたいと思っております。

おります。以上です。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

町民の中にはですね、財政が厳しい。その中でこの時期にいかがなものかと、もう少し待ってはどうかというご議論もあるように伺いますが、合併特例債の私は新築するわけではないですね、改築ですね。内部改装ですね。建物はそのまま使えばいい。私はいいと判断しますが、合併特例債の適用についてはいかがでしょう。適用されるかどうか。

議長

町長。

奥山始郎町長

合併特例債はこの事業に適用されると認識しております。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

合併特例債が適用されると、それからですね、ここに実は県が合併論議のときに、県がつくった資料があるわけです。選択肢参考資料と、これ県が事実上、後押しして開かれた講演会で配布されたものですが、そのときに地方債の償還推移見込みというのが出ておるわけです。それで尾鷲市、紀伊長島町、海山町それぞれがあって、3つの市町が合併したほうが楽ですよという資料です。これはだけど3つの町の合併ということは、もうすでになくなってますから論外です。

ですから、この時点で地方債の償還額の状況というのは、県の資料によりますと、18、19、20は当然ピークだったんです。厳しいという予測されているにもかかわらず、シミュレーションでは財政計画ではですね、合併後3年あたりに庁舎、当時は建設ということだったんですから、今も新築じゃなしに改築、改修だと思いますが、予算を見込んでおりましたですね。ちょっとそこを確認したいです。

このピークというのは来年度までピークというのはわかっていた話です。両町は当然、町民も含めて理解を最初からしていたと思いますが、いかがでしょうか。

議長

町長。

奥山始郎町長

そのあなたが持ってらっしゃるその資料は、私は今持っておりませんが、町の新町、紀北町の財政上です。起債の償還のピークは、19、20年度ということは私は承知いたしております。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

ですから、町民の中にいろいろ論議がある中で、特に旧紀伊長島町の住民投票ではですね、30数パーセントの合併反対のご意見があったんですね。60%ちょっと超えたぐらいだったでしょうか、合併賛成が。それでもそこへ邁進してきた。そしてここにですね、地区懇談会が15回開かれています。これ以外に自治会単位とかを含めて17回開いています、紀伊長島町で。

それで大変たくさんの方々がお集まりいただいた。それですね、その中で町長と私と議会側から平野倅規議長、3人が住民の質問にお答えするという形でやってきた。それで特にこの庁舎の位置問題が大変私は記憶するには赤羽、それから東、西、それから三浦、それぞれで大変厳しいご意見をいただいた。私と平野議長は議会側が合併推進を決議いたしておりますから推進する側、町長はちょっと違う立場であったわけですが、その中で特に平野議長と私が厳しいご指摘をいただいた。

それで庁舎問題の約束が守られなかったらどうするかというのが、矢攻めにあったんです。皆さんご記憶やと思います。その場におられた方は、新聞にも記載されております。読み上げませんが、その中で私は政治生命をかけて申し上げた。町民に対してそういう。平野議長も委員長だけに責任をとらすわけにはいきませんよということも、議長もおっしゃった。それぐらい政治生命がかかっていることです。

当然、町長も私以上に政治生命は、政治責任はお感じになっておられますが、町長の気持ちの一部だけでもお聞かせください。

議長

町長。

奥山始郎町長

今、議員がおっしゃったあの当時のですね、私の立場にちょっと違いがありますから、説明します。私は特別委員会、合併の特別委員会のときに、私の考え方を問われたときに、できたら単独のほうがいいのではないかとすることは、答えたと思います。

しかしながら、議会とのいろいろ意見のくい違いがあって、それで私は住民投票を提案したわけです。提案してこれが1票でも合併すべきということであるならば、私はそれに従うというふうでありますので、そこはご理解をいただきたいと思います。

ですから、そのような重大なこの合併特別委員会、紀伊長島町においてはですね、議論をした記憶を持っております。ですから、当然私としても極めて微妙な立場に置かれたことは事実でありますけれども、このような今経過を経てこうなっているわけであります。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

これはですね、平野当時の議長と、委員長であった私2人だけの問題ではないんです。旧町の合併特別委員会の中ではですね、最終的に厳しいご意見持っておられた方々も一番最後には前言を撤回されてですね、議長と委員長を信じるということで、この合併協定の文案とか条例の文案が最終的に、この条例の文案の議論はこのときは東恒雄議長でございました。いずれにしても当時の関係者は大変政治責任を負って合併に進んだということを、改めて今の新町の管理職、三役はしっかりと認識をしていただきたいと思います。

もう時間がまいりましたので、最後の確認をさせていただきます。

20年度の予算計上はですね、一昨年7万いくらでしたかな、調査費は。まさかそんな単位ではないと思いますが、もう二桁ぐらい上がるかなと私は希望いたしておりますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

議長

町長。

奥山始郎町長

さきほども壇上で申し上げたとおり、本庁舎移転推進のための必要な予算化を検討させていただきたいと、そのように考えてます。

議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

検討はね、町長は昨日検討はあまり安売りになってはいかんと言うて、通常政治用語の検討というのは、まあよう考えてやらんということに使われる場合が多いので、それでは私は引き下がれんです。

ですから、積極的に検討するかどうかという問題だろうと思うんですが、いかがでしょう。
それがスッとお答えいただいたら私終わります。

議長

町長。

奥山始郎町長

予算の編成、計上については前向きにいたします。

6番 北村博司議員

終わります。

議長

これで北村博司君の質問を終わります。

議長

ここで11時10分まで暫時休憩いたします。

(午前 10時 54分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 10分)

議長

次に、12番 平野隆久君の発言を許します。

12番 平野隆久議員

ただいまより通告に従いまして、一般質問を行います。

熊野古道が世界遺産に認定されたのは、平成16年7月7日でありましたが、現在、あれか

ら3年強が過ぎております。平成13年に紀伊山地の霊場と参詣道が暫定リストに記載され、3年後に世界遺産に認定されたということは、当時、私は奇跡に近い出来事のように感じておりました。

1992年から暫定リストの載っていないながら、いまだ認定されていない大仏や寺院で有名な鎌倉市や、あの日本を代表する富士山、ほかにも素晴らしい遺産価値の有する箇所がいまだにたくさん認定されていないのが実情であります。

それほど世界遺産に認められるということは大変難しいことであり、大変名誉なことでもあります。世界遺産という熊野古道が存在する当町は、自分たちが考えている以上に誇らしく、自慢すべきことだと考えます。まず我々はそれを十分認識し、その価値観を守るために今後とも惜しみない努力をしていくことが責務だと考えております。

当町はツヅラト峠、荷坂峠、一石峠・熊谷道、始神峠、馬越峠の5カ所の世界遺産の古道を有しております。ツヅラト峠を一つの例に挙げますと、馬越峠の石畳も素晴らしいのですが、ツヅラト峠の山頂の眺望の素晴らしさも、馬越峠の石畳の美しさに引けをとりません。

しかも、北から訪れて初めて青い海が眼下に広がる風景です。でも果してツヅラト峠を訪れた古道客がその素晴らしい風景を見るために、再度訪れたいと、訪れてみたいという気になっていただいているのかは疑問であります。なぜかと言うと、例えばJRを利用して、ツヅラト峠を訪れる古道客を考えた場合、梅ヶ谷駅を下りてツヅラト峠まで70分程度、眺望の素晴らしい山頂から志子に下りてくるまで30分程度、紀伊長島駅まで歩くのが60分程度、ほぼ古道客が歩く行程で4倍の2時間ほどが世界遺産以外のところを歩くこととなります。

私はツヅラト峠を訪れた古道客から、ツヅラト峠を歩くと山頂の眺望は素晴らしかったけど駅まで遠かったので疲れたよと、よく聞きます。いくら世界遺産に認定された古道の部分でも、古道を歩き終わったあとの何もない地道を60分もガラガラと歩く間が、しんどく感じられても仕方のないことだと思います。私も何度かツヅラト峠を歩きましたが、実際私が歩いててもそう思いました。

町長もツヅラト峠を歩かれたことが当然あると思いますが、そのときどのように感じられましたか。私が言いたいのは古道を歩きに来た古道客にとって、世界遺産に認定された部分だけではなく、歩くすべての道のりがいかに楽しんで歩けるかということです。それは風景でも良いし、歴史的なものでも良い、人とのふれあいでも良い、それが歩き終わったあとの満足感となって良し悪しが決まると思います。

つまり、古道客に満足感を与えるために大切なことは、世界遺産に認定された古道以外の

道のりを、いかに充実できるかということです。それはまず古道を訪れる人の立場に立った施策をするということが第一であり、そしてたくさんの方々に訪れてもらい、訪れた方々に当町の素晴らしさをわかっていただき、町のイメージを向上していく、そして何度も当町に訪れてもらうことです。

そしてせっかくたくさんの方々に訪れてもらうなら、当町のメリットも考えていかなければもったいないことではないでしょうか。その古道客に古道を歩くだけでなく、町内にも足を向けてもらい、買い物や宿泊をしてもらう。そうすることで当町の経済効果が上がっていきます。今までにも何らかの施策はしていると思いますが、それが果して効果として出ているのでしょうか。

古道客の様子を見ていると、私にはただ単に古道を歩いて帰路に着く古道客が多いように見え、古道客が町内の商業にそれほど経済的な波及効果を生み出しているようには思いません。何度も古道に来てもらう施策、宿泊をしてもらう施策、町内で買い物をしてもらう施策、単純にまずこれらを考えていただきたい。この3点が関連して上手く展開していく施策が大事であり、その仕組みづくりをまず確立してもらいたいと思います。

そうすることにより、また町民も当町を訪れる古道客に対して、より一層のもてなしの心を向上していき、それがさらによく循環して相乗効果を生み出すのではないのでしょうか。

私は3年前の平成16年の9月の一般質問でも、世界遺産の熊野古道を訪れる古道客と、当町の経済効果についての質問をしており、あのときに町長から答弁もいただいております。あれから3年強経過した今、強化された施策は何か、新しい施策がどのようにされ、それに対してどのような経済効果が現在実績として現れているのか。

さきほど述べた何度も古道に来てもらう施策、宿泊をしてもらう施策、町内で買い物をしてもらう施策をそれぞれに分けて具体的に、できれば時系列でお示してください。

また、当然古道客の方々にアンケート調査はされていると思います。言うまでもなくアンケート調査をするということは、今後の施策の展開をしていくために、古道客の意向、要望探り、また不満を聞き、その部分は解消していく、いろんな意味で必要不可欠なものであります。そのアンケート調査の結果を報告していただきたいと思います。

また独自でも、動向統計調査もしていると思いますが、古道客の交通手段としてJR、バス、マイカー、どれを多く利用しているのか。当町の各古道の年間入り込み客数は。また古里温泉の利用者数は。まずこれらについて答弁をお願いしたいと思います。

あと関連につきましては、自席にてお伺いいたします。

議長

町長。

奥山始郎町長

平野議員のご質問にお答えいたします。

熊野古道につきましては、平成16年7月7日に世界遺産に登録されてから、3年が経過し、東紀州観光まちづくり公社が行っています各峠の入込客調査では、来訪者は15万人前後で推移しております。

古道客へのアンケート調査などによる動向調査につきましては、紀北町独自の調査は行ってはおりませんが、紀北町の古道に限定しなければ、平成18年度には東紀州観光まちづくり公社がアンケート調査を行っております。

平成18年には熊野古道全体で約15万4,000人の来訪者があり、このうち紀北町の熊野古道には、約6割にあたる8万9,000人の方に訪れていただいておりますが、東紀州観光まちづくり公社のアンケート調査に協力いただいた方では、約7割以上が個人客であり、団体客は2割を下回っており、個人、少人数グループの方が増えていると思われまます。また、同じくアンケートに協力いただいた方では、宿泊された方の約4割が紀北町に宿泊したと回答しています。

今後、古道客など観光客に対する動向調査や満足度調査などは、観光施策の重要な判断材料となることから、観光協会や東紀州観光まちづくり公社などとも連携し、取り組んでいくべき課題であると考えております。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

今、アンケートのみについて答弁されたと思うんですけど、さきほど壇上で古道が認定されてから3年強が経っているということで、施策をいろいろされてきたと思うんですけども、強化された施策、新しい施策、また宿泊をしてもらう施策とか、町内で買い物をしてもらう施策については、どのような施策がやられていたのかについて、答弁を再度お願いしたいと思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

世界遺産登録後の受け入れ体制についてはですね、各峠を守る会のもてなしなどが活動を引き続き行っていただいております。

加えて交流空間海山、古道魚まち歩観会などの活動も活発に行われ、商店街等街中の活性化につなげるための取り組みを進めていただいております、魚まちマップや、まちなかマップ、銚子川流域マップなど、歴史的文化財や商店街へ古道客を誘導するための取り組みが進められております。

また、陶板や石柱などの案内標識の整備のほか、トイレの整備につきましても荷坂トイレ、小山トイレの設置、ツヅラトトイレの増設を行うなど、古道客受け入れのための施設整備も進めてまいりました。今後も各団体の積極的な取り組みに期待するとともに、魅力ある商店づくりやもてなしなどの受け入れ体制の充実を進めていく必要があると考えております。

以上です。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

今、町長が言われたのは、各種団体のボランティア団体の実績ですよね。私が言いたいの
は行政としてどのような取り組みをしていくかということなんですけども、そういう方々に
協力してもらって行政もやっていくというのはよくわかるんですけども、行政がやはりやっ
ていけることはやっていくと、それである程度ボランティア団体の方が協力してくれるのは
助かることなんですけどもね、やはり行政としてどのような立場で何ができるかということ
をしていただくということが大事かと思えますんで、まずその行政としてどういうことをし
ているか、また今後どういうふうにしていくのかということ、考えをお聞きしたいと思いま
す。

あと古里温泉の利用数というのが、まだお答えいただいてなかったと思うんですけども、
その点についても伺います。

議長

町長。

奥山始郎町長

古里温泉の利用実績を申し上げます。

17年度は6万 8,075人、18年度、これはもうずっと遡っていきますか、この辺でよろしい
ですか。18年度6万 7,139人でございます。ちなみに16年度は5万 8,841人でございます。

今申し上げたようにですね、行政としてやっていくことはですね、熊野古道の周辺に申し上げたように、荷坂のトイレ整備とか、小山のトイレ整備とか、社会的な基盤ですね、そういうことをしっかりと徐々にではあるけれども整備をいたしまして、古道においでになった人だけではなくてですね、本町の魅力をつくり上げていく、磨いていくということが大事であると考えてます。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

今の平成16年の9月に一般質問させていただいて、旧紀伊長島町の時代のことはありますが、政策的には引き継いでおられると思いますので、そのときの答弁として、今後さらなる経済効果を生むためには、町の中にいかに古道客を誘導し、長期に滞在できる仕掛けづくり等が課題となってまいります。そのためにも古道沿いの個性的な店舗や資源など、観光客にとって魅力ある資源を掘り起こし、宿泊施設、土産物店、商店街等の機能をいかに生かしたルートづくり、誘導板の充実、トイレ、駐車場などの古道関連施設の整備も必要と考えられますというふうに、こう述べられているんですけども、行政としてやるべきことということなんですけども、トイレの整備とかいろいろ出てくると思います。

また、さきほど申しましたように東紀州観光まちづくり公社との関連とか、いろいろなことであると思うんですけども、やはり行政としてやっていただくことをやっていただきたいというお願いなんですけども、例えば商店街の町内への商店街への誘導なんですけども、町内の商店街の誘導で今、歩観会が誘導して陶板なんかつくって誘導していただいているということなんですけども、やはりそれだけでは実際弱いと思うんです。

それで町内、本当に歩いた方が買い物にブラブラしておるかということ、現在そうではないように思いますんで、やはり行政としてもボランティア団体の方々が一生懸命やっていただいているんで、後押しをしていただきたいと、例えば今回の高速道路が紀伊長島にできますね。新直轄が熊野まで走るんですけども、例えば高速道路が紀伊長島のインターへ来て、そこからアクセス道路といいますか、42号線へ出ていく道路ができますよね。そのときに歩道というのが、幅広い歩道ができるというふうに聞いているんですけども、例えばツヅラト峠から下りてきて、今いろんなルートというか、駅まで歩いていくのにいろんなルートで歩いていると思うんですけども、おそらくそのアクセス道路ができれば、ツヅラトのお客さんが一気に帰るときに、その歩道を通して、どちらかという玉地区の商店街通って駅へ行かれ

るルートがこう一本できるような気がするんです。

それで、確かに玉地区のところには有志の方でもっこくか、今度植えられたと思うんですけども、ああいう団体の方も一生懸命やられているところがあるわけなんですので、例えばそのアクセス42号付いたらその通りを歩いて駅まで行っていただくと、それでそのときにはその玉地区の商店街の方に普通帰るのときに土産物でも買ってもらうのに、朝市とかいうのは時間的に無理ですんで、例えば昼市みたいな感じを出していただいて協力してもらって、帰りに物を買っていただくというようなシステムづくりとか、提案とかいろんなそういうことを行政も提案して、そういう地区の方にも協力してもらおう。

そういうことを今、考えておかなければ高速道路できましたよ。じゃどうですかということではなくてね、今考えてやっていただきたい。行政が主導としてそういうふうに持っていく。ただ、あと県の国交省の道路の加減もあるんですけど、例えばの話、歩道がカラー化された場合、そのカラーがずっと駅まで続いていく、そういう道をたどって帰っていくと駅に届きますよと。

例えばちょっと横に行くと、例えば歴史的な二郷神社がありますよと、こっちへ行くところがありますよという看板表示とかをちゃんとする。メインのルートをもとにして、どこに行ったらこうですよという案内をしていく、総合的に考えていただいて進めていただくということを、今のうちに考えていただきたいと、そういうことで今の時期に僕は提案させていただいたんですけども、それで看板表示なんかでもそうなんですけど、実際、僕も歩いて看板かけてあるんですけどね、実際、本当にどこにあるんかというのがはっきりわからんところがありますもんで、確かにその平成16年にも看板の話もさせてもらって、予算の加減で段々充実していくんだという話も出てきたんですけども、まだ充実もされていないと思うんですけど、そういう看板表示、そういうメインのルートづくり、どうやって町に誘導していくかということを、総合的にどう考えられているのか、町長の答弁をお願いしたいと思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

その誘導していく具体策については、今のところまだ固まっておられません。しかしながら、あなたがおっしゃるこの高速道路が来ることによってですね、いろいろなこの紀北町の魅力をつくっていく必要がある。また、来てくださる方々に紀北町を知っていただく必要があるということを念頭においてですね、一つはその休憩施設であり、一つは燈籠まつりをより皆

さんのお蔭ですね、たくさんの方々に来てもらう。それから七夕まつりとかいろいろなイベントとやりながらですね、徐々に来客、集客の方向を歩んでいきたいと、そのように考えております。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

今、町長が述べられたように高速道路ができると、いかに当町に下りていただくかということが大事になってきますんで、やはり熊野古道にしたって、今は七夕まつりですよ。七夕まつりにしたって、燈籠まつりにしたって、熊野古道というのも常時あるわけですから、やはり熊野古道があるからここで下りてくださいよということを述べていく、格好の材料だと思うんです。

だから、それを全面に打ち出して、ここへ来たら熊野古道がありますよ。だから下りてくださいよ。下りていただいて熊野古道を見ていただいて町内で買い物してもらって、こういうことしてもらってやってくださいよというものをつくっていただきたいと、だから今しなければならぬ。今、あんまり考えてませんということなんですけども、今どちらかと言うと、できたら例えば今役場の職員の方でもいろいろ企画とか、産業振興とか、いろいろのところでそういうことにかかわる人がみえますけども、専門的にやる方というのはみえませんよね。できたらそういう熊野古道を絡めて、全体的に把握できる職員さんを例えば置くとか、そういうことも考える。

今、全体的にどういうふうにしてやっていくかということ、もう少し考えていただければなということで、今回、ちょっと早めですけどもお願いしておるようなところもあるんです。その点についてはどうですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

前者、昨日の一般質問の中で観光振興プランをやってますですね、約 600万円の予算で。これが町全体の観光についての指針を今策定中なのであります。しかも、産業振興課におきましては商工観光係これがあります。それが専門的にやっておるわけで、あなたがお考えの部分について、よく特化してですね、やっているかどうかはわかりませんが、役場としては全体的な紀北町ですね、観光部の振興策をですね検討中でありまして。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

今、確かにそういうふうにいるんな方が絡んでいるんですけども、できるだけ総合的にものごとを判断して、総括として考えていくことを進めていただきたいと思います。

あと、その道するべなんですけども、今現在その道するべが箇所箇所にあると思うんですけども、そこの充実は今後どのようなようになっていくんですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

道するべ、これはあくまでも熊野古道への道するべについて申し上げますけども、継続的に整備を行ってまいりましたがけれども、今後も必要な箇所については県や観光協会と連携しながら、整備していく必要があると考えるところでですね、対応してまいりたいと思っております。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

それは何ですか、県の言うたら補助を下りるのを待って、それから徐々に整備していくということなんですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

何も県が主導でですね、町をしてくれる。我々も要望してですね、県とともにこれを進めていきたいということでもあります。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

わかりました。

それであと古里温泉のさきほど人数を、利用客の人数を聞いたんですけども、16年から17年、18年の随分増えているんですけども、例えば熊野古道全体考えたときに、三重県と和歌

山県とありますよね。ある程度ちょっと調べた結果によりますと、東紀州の観光の入り込み客数でも、和歌山県の入り込み客が随分多いんです。これは三重県東紀州はリピーターが少なく、和歌山県はリピーターが多いという統計が出ているんですけども、これは和歌山県は温泉が多い。温泉客も随分多いんで、こういう数字が出ているんじゃないだろうかということもあるんですけども、例えば当町にも温泉がありますんで、やはりそのルートづくりなんですけども、熊野古道歩いていただいて、温泉入って、買い物して帰ってもらうと。

ただ、その古里温泉なんかを考えた場合、少し距離が離れていますんで、その古道客が温泉に入るためには、どういうふうに誘導していくかについては、どのように考えられているんでしょうか。

議長

町長。

奥山始郎町長

誘導は、皆様方の来客のですね、温泉はもうかなり6万人以上来ておりましてですね、紀北町を訪れる方、古里温泉のことは知っていると思いますが、看板を設置しておりますし、それからインターネットでも案内しているはずでございます。

そのようにして誘導をして、誘導とまではいかないかも知れませんが、温泉に来ていただきたいと思っております。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

インターネットとか、いろいろしていると思うんです。あとパンフレットなんかにもたくさん、パンフレットがつくられているんですけども、いろんな意味でパンフレットはそれぞれにはよろしいんですけども、何かこうバラバラな感じがしますんで、例えばパンフレットなんかにも僕が見た感じ思ったんですけども、リピーターの方をどうやって増やしていくかということを考えると、例えば夏来たお客さんには冬も来ていただくと、春も秋もあると、季節の感を訴えたそのパンフレット等が見当たらないように思うんです。これはある程度パンフレットづくりに関しましては、さきほど言いました東紀州観光まちづくり公社が主導としてやっていると思うんですけども、町独自としてもパンフレットつくれらると思います。

そのときにはやはり季節ごとの良さ、例えばツツラト峠の場合でしたら眺望がありますよね。それで冬やったらこういうことがありますよ。秋やったら枯れ葉が落ちてその枯れ葉の

上を歩くといいですよとか、季節の変わり目を訴えていくというパンフレットがあれば、春に来た方が夏にも来る。年4回少なくとも来てくれますよね。そういったパンフレットがちょっと僕が集めた資料の中にはないような気がしますんで、いかにそのリピート客を増やしていくかどうかを考えて施策をしていただいたほうが、いいんじゃないかなという気がするんです。

それでききほどもおっしゃいましたように、駅までこうダラダラ、古道客の方は結局はずっと歩くのが結局古道の楽しみですんで、やはりその途中も踏まえた施策もしていただきたいと、まずはそのパンフレットについて、四季の変化をつけたパンフレットについての答弁をお願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

パンフレットはですね、議員が今ご指摘になりましたようにですね、これは重要な情報発信源としてとらえておりますが、観光協会のパンフレットなど、それからまたほかのもう1つあったな。重複するパンフレットについてはですね、統一的にしたほうがええと、よろしいとそれは考えてます。それはよくあなたの提案として、担当のほうへお伝えいたします。

それから四季ですね、そのパンフについても、それは非常に魅力的だと思いますね。四季のパンフレット、別につくったほうがいいのではないかな。今後の検討課題として受け止めさせていただきます。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

パンフレットで申し忘れたんですけども、例えばパンフレットなんかでも、古道と食べ歩きマップとかね、古道と例えば古道に合わせて歴史めぐりをするときはこのマップですよとか、例えば家族向けのパンフはこうですよと、その古道から家族向けやったら古道、ここへ泊まって、この古道歩いてここへ泊まって、こういう例えば釣り場がありますよとか、そういう対象者別に分けたマップがあってもいいんじゃないかなと思うんです。それをある程度観光サービスセンター内に置いておいて、それをそういう対象の方がそれをもらって帰ると。

だから自分なりに、いろいろこうあるんですけども、そう関係ないパンフレットが同じパンフレットがいっぱいありますもんで、対象者を別にしたようなパンフレットがあれば、例

えば僕らが行ったときでもそうなんですけども、選びやすいから自分にあった資料として選びやすいかなと。

例えば若い女性のグループやったらこんなですよ。カップルやったらこんなですよ。そういうふうなパンフレットも合わせて考慮していただければ、いいんじゃないかなということ提案させていただきます。

あと、さきほど申しましたように、その古道客の方は結局古道だけでなく、ずっとこう歩く部分が大事になってきますんで、その熊野古道以外のところに関してどのようにその古道客の方に楽しみをもたらすかということに対してはどうですか。どのように考えられていますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

観光協会が位置する、あそこの道の駅マンボウとか、それから道の駅海山、それから案内員の方々、それからホームページ等々、総合的にですね、本町に導いていただくという方向で、いつもその皆さんが視点においてですね、そういう考え方を努力してまいりたいと思います。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

そういうことではなくてね、例えばツツラト一石峠を下りて、そこから駅まで歩きますわね。その部分を何か古道客の人に例えば花を植えるとか、極端な話ですよ。なんだかをこう考えていただくというような施策は難しいですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

議員のご提案で受け止めさせていただきますけども、現在のところ具体案というものは、私は今持ってませんけれども、総合的にですね、何がいいかというのはもう常に勉強しなければいけないことだと思っております。

議長

平野隆久君。

12番 平野隆久議員

すぐにね、どうのこうのするわけにいきませんが、一応その全部がやっぱり歩く方の楽しみだということ、今回念頭に置いていただいて、何かできること、その熊野古道以外のところにも何かできることを、今後とも何か考えていただきたいということをお願いしたいと思います。

それではまとめに入らせていただきます。

壇上でも申しましたように、文化的価値の高い世界遺産の熊野古道を活用して、何度も古道に来てもらう施策、宿泊をしてもらう施策、町内で買い物をしてもらう施策の仕組みづくりを早急に確立してもらいたい。そして今後、当町にできる高速道路を利用して、ますますの誘客施策をしてもらいたいと思います。

そのためには、今から準備していかなければ間に合わないことであり、できれば専門的に担当する職員を置いていただき、各関係機関や各関係団体と連絡を密にして、今できることから着実に積み重ねていき、当町の冷えきった経済に少しでも明るい火を灯していただくことを切望しまして、最後に町長の総括的なご所見をお伺いし、以上で私の一般質問を終わります。

議長

町長。

奥山始郎町長

今後の取り組みといたしまして経済波及効果を高めるためには、本町の観光資源を活用した各種体験交流、商店等を利用してもらうための街中への誘導、宿泊客の増加につながる取り組みなど、滞在時間を延ばす仕組みづくりが課題となってまいります。

このため、観光客にとって魅力のある地域資源の発掘、特産品づくり、体験観光の受け入れ体制の確立、適切な情報発信の強化とともに、魅力ある宿泊施設や商店づくりが必要であり、官民連携して取り組んでいく必要があると思っております。

民間事業者の方におかれましても、一層の努力をしていただくとともに、行政といたしましても商工会、観光協会等関係団体と連携を強化し、観光施策の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長

これで平野隆久君の質問を終わります。

議長

午後1時まで昼食のため休憩いたします。

(午前 11時 45分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

議長

次に、11番 入江康仁君の発言を許します。

11番 入江康仁議員

通告に従って、私今議会の一般質問をいたします。

今議会での質問は3つでございます。

1つはお魚らんど仮処分について、2つ目は財政改革の進捗状況についてでございます。

また3つ目は水道料金収集について、以上の質問です。

それでは、お魚らんど仮処分についてでございますが、町長、この問題、立ち退きの問題はですね、そもそも元は誰にあると思いますか、お尋ねします。

また、国交省は移転補償での話し合いですね。その移転補償もらって移転しないで廃止するということから始まっているのではないですか、答弁をお願いいたします。

また、今議会の冒頭に行政報告において、お魚らんどの件について、10月29日に仮処分の申し立てを行ったと言いました。また解決金については地方自治法及び町条例からみて、支出できないということですが、法令遵守ということを自分たちの都合のいいように使い分けはしないでほしい。おかしいではないですか。仮処分の申し立てを行うということは、費用が伴うということではないのですか。仮処分の申し立てという行為を行うために、予算措置

が必要ではないのですか。歳出予算以上に支出することは許されないと、地方自治法で定められているのではないのですか、これに対して答弁をお願いいたします。

また、現実に行っている行為は、法令を遵守した行為なのですか。これにも答弁をお願いいたしたいと思います。

また、2つ目の財政改革の進捗状況でございますが、町民のサービス、補助金のカット、また町民の負担金増をしてですね、私は財政改革はないと思いますが、町長、そのところは どう思いますか、答弁をお願いいたします。

最後の水道料金収集については、町長は料金収集についてのシステムについて、どこまで把握しているか答弁をお願いいたします。

これは今、ちょっと町民から苦情がたくさん出ている目こぼし料金の請求についてでございます。あとは自席に着いて行います。

議長

町長。

奥山始郎町長

入江議員のご質問にお答えいたします。

仮処分命令の申し立ての必要性につきましては、先の川端議員にお答えしたとおりであります。しかしながら、仮処分命令の申し立ての件につきましては、議会を軽視するつもりは毛頭ございませんが、結果的に議員のご指摘のとおり、議会に対しまして十分な説明ができなかったことはお詫び申し上げます。

ただし、法令遵守につきましては、前日の12月17日に行われた議員説明会で説明しましたとおりでございます。地方自治法第96条の12に、訴えの提起は議決事件としておりますが、同法の解説書等で調べた結果、仮処分命令の申し立ては「訴え」には該当しないと判断いたしました。

また、お魚らんど海山の問題に関しましては、調停から占有者とは、さまざまな駆け引きをしてまいりましたので、そのやり取りの中で、情報が外に出ると後の進行に大きな影響を与えると判断したため、本来ならば議会にご報告しなければならないところを、「法的な手続きを進める」とだけ議会にご報告し、仮処分命令の申し立てをした次第です。

以上のような対応でありますので、よろしくお願いいたします。

次に、財政改革の進捗状況についてでございますが、平成16年度から始まりました国の三位一体の改革により、全国的には4兆円の補助金削減に対し3兆円の税源移譲と5兆円以上の

交付税の削減などが行われた結果、過疎地など税収が減少している地域ではこれまでにない厳しい財政運営を強いられております。

紀北町におきましても大きな影響を受けておきまして、地方債の償還に充てる公債費等を除いた普通交付税、町税、地方譲与税などのいわゆる一般財源ベースでは、改革の始まる平成15年度と比較すると5億4,000万円ほどが削減されております。

このような状況での予算編成を強いられた結果、平成18年度、平成19年度当初予算においては財源が不足し、財政調整基金の取り崩しを行ったところであります。

平成20年度においては、合併市町村に対して交付される特別交付税約1億3,200万円が減額され、町税の減少なども見込まれることから、財政状況はさらに厳しくなることが予想されます。

こうした状況に対応すべく、平成19年度から行財政改革にむけて断固たる決意を持って取り組んでいるところで、人件費総額を削減するための各種手当の見直し、職員数の削減を実施するなどに加え、議員各位のご協力によります日当の廃止、住民の皆様のご協力をいただき町単独補助金の見直しなどを行っております。これらの効果額を合計すると1億6,700万円程度の歳出削減が実現できたものと考えております。

これに加えまして、平成18年度からは地方債借入額の抑制、本議会に提案しております地方債の繰上償還や借り換えによる利子負担の軽減が今後2,485万円となる見込みで、着実に効果が現れているものと考えております。

しかしながら、先に申し上げましたように、今後とも財政状況は厳しいものと考えられることから、平成20年度以降におきましても、紀北町行財政改革実行計画、紀北町定員適正化計画に基づき、引き続き財政の健全化に向けた取り組みを着実に実行しなければならないと考えております。

次に水道料金の収集についてであります。議員が指摘されております、水道料金の未納の対応につきまして、お答えをさせていただきます。

水道料金に未納が発生したら、その時点でなぜ連絡をしなかったのか、連絡があれば支払いをしていた。水道課職員の怠慢だと言われております。過去におきまして通知や連絡をしなかった配慮に欠けた時期もありました。遺憾に思っております。

議員承知のとおり、水道事業会計は水道使用料のみで運営をされております。料金の未納が多くなりますと水道事業の経営に影響も出てまいりますので、未納の水道料金は水道を使用した実績による料金ですので、お支払いにご理解をお願いいたします。

現在は、納期までに支払いがない場合や、口座振替で引き落としができなかったときは、再振替の案内を出しておりますし、また督促状の発送により納付を促すほか、家庭や事業所には納付のお願いに訪問をさせていただく等、事務の改善もすすめております。

水道使用料の徴収向上に努力いたしておりますので、よろしく願いをいたします。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、町長はですね、今報告の中で、そのお魚らんの訴訟に、仮処分の訴訟に対しては情報が漏れるからというような答弁いたしましたけれどもですよ。なぜ情報が漏れたようなことになったら困るんですか。要はこの訴訟費用というのは町民の税金でやっておるんですよ。だから公開して当たり前なんです。

だから、町は何も隠し事をやっているということは、私は許せないと今まで言ってきた。そして町行政そのものはですよ、法を守り法を正しく執行して、何人にも平等にやれば訴えても訴えられても、何も困ることはないよと、そして隠し事はしなくてもいいよというの。なぜ情報が漏れる。情報が漏れるんだったら議会にも報告しないって、これは辻褄合わんと思いますよ。

ちなみにですよ町長、これ今日の新聞だったんだけど、この国のイラクの派遣のときに出たこの佐藤さんね。ヒゲの隊長と言われた。この方が今いろんな法案のことで、この議員になってから全国各地を回ったと、いろんな国民の法案への理解不足を最も身近に感じ取っているようだ。質疑でも15日から3日間、新潟、北海道、福島を歩いたことを取り上げ、法案の意義などを説明すると、ああそうだったのかと、だったら賛成だという声もあったと、その中で思ったのは、わかりやすい説明が最も大事だということは身にしみてわかった。

だからあなたの言うのはね、こういう考えに逆行しておるの。事を起こした行政そのものが情報漏れる。情報漏れて困るような町の訴え方ってどういうことなんですか、町長。そのとこお答え願えますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

これはですね、いろいろあなたもご経験あって訴訟問題についてですね情報、議会に申し上げるのはこれは筋なんです。しかしながら、このお魚らんどについて申し上げなかったの

は、これを訴えの提起という規定に入っていないという意味でそうになりましたわけです。

しかしながら、情報は情報公開条例もあることだし、いつでも公開するつもりでありますけども、その前にですね、訴訟というのはいろいろの駆け引きとか、漏れてはならない場面もあるわけなんです。そういうときのためにこれを漏らさないように考えたということでございます。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

いや町長、それでは答弁にならんやん。漏れたら困るって、訴訟に対しては町は自ずからさきに公開するのが町民に対しての、町民に対して安心させることなんでしょう。あなたがいつも言っているじゃないですか、町長。町民の生命財産、また安心した町民に対してのサービス、そういうことを言っておってですよ、なぜ町民に隠すようなことをして提訴せんなんの。そこはあなたの今まで言っておることと逆行しておるんじゃないですか、そこはどう思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

細部においてはですね、まだ確定も報告の時点に至ってないというようなこともありました。しかしながら、議会に対しては法的な手続きを進めるとだけは申して伝えております。ですから、それを明渡し処分に対してのことは十分に、その時期に至れば十分に皆様方に提供いたすつもりであります。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、それまでになって、今それを説明せなあかん時期に、それまでにといいことはないでしょう。判決出てから説明しても、そんなら仮にですよ、これは負けた。ああ払わんならんわと、和解金ですと、仮にですよ。勝ったら勝ったでいいですよ報告は。負けたときのそんなら、その説明はどうすんの、あんた。実はこれまで何のために報告できなかったって、あなた釈明するんですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

それは勝ったとか負けたとの結果が出てから報告するとは言っておらんのです。議会に報告して予算を認めていただかなきゃならない時点に至ったとき、つまりいろんな場面が出てきますね。予算をこれこれこういうわけで、これを認めていただきたいというときには、全部説明をいたします。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

予算をと、それはもう当然。だから私は行政報告を受けたときに、予算措置をせなあかんの、なぜそれを前提に報告しなかったのかと言うておるのや、町長。あなたは事が起きてから報告したるって、それでは駄目だということで説明会起こしたんでしょう。そのところきちんと答えていただきたい。

議長

町長。

奥山始郎町長

その予算については、既設の予算の中で対応することができると、それは私は判断いたしました。そしてその次にくる担保金だとか、そういう大きなことについては、きちっと成り行きを説明して議会に報告し、認めていただくというスタンスであります。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それはもうね、これ時間くっていくことなんで、それは報告きたときに私はまたその対応、をします。町長はよくね、町民の生命、財産守るということをよく議会で答弁します。この業者は町民じゃないんですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

町民であります。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

私はね、今回のこの問題については、数の倫理で言うておるのやない。前から私は言うておるように、行政と町民と争った場合は町民の、少ない町民が悪者になるよということも業者にも言うてある。それに堪えられるんか、ただし、自分とこが間違っていないということを思っておるんやったら意思を通せと、私はこの業者は悪くないと思う。

なぜならば、町長、ここにいろんなもう前から私いつも提出せよと言いよった、この漁業沿岸活性化構造改善事業の補助金のいろんな資料です、これ。これ18年度の8月10日にですよ、あなたが野呂知事に出しておるんですよ。改善計画協議書という中で、その中でですよ、「平成17年10月に合併により設立された紀北町では、町の公の施設の管理について指定管理者制度を導入する方針としており、当地域産物展示販売施設においても、ほかの公の施設と同様に直営を止め、指定管理者制度を導入し、来町者等への新鮮で安価な水産物の供給を通じた魚食普及び集客交流に努めることといたします」と、これ8月。

業者はこちらからしたときに、このときにね業者は何も止めるとも何も言うてない。業者にとってはあなたも商売した方なん。死活問題、誰やってそう。これ町民の皆さんにも私わかっていただきたい。あなたはよく答弁の中には、都合のいいときは町民を、また町のと、いろいろなことを背景に数の倫理であなたはやっている。しかし、正しいことは正しいんだ。いくら人数が少なくとも主張していることは正しいんです。この人らもそんだけの権利を持ってやっているんですよ。

そういう中で、私は今回も「入江、このお魚らんどに対しはもう止めよ」と言われた。そんなら皆町民は誤解しておるのは、あの施設は業者が10年ただで使ってきて、また立ち退き料よこせというのはあまりにも虫が良すぎるのではないかというような意見でした。しかし、私はその人らの今のこのヒゲの大将佐藤さんじゃないけど、集まっていや違うよと、この施設はただじゃない。ただで当然なんだと、お金を取れないよと、いろんなこの補助事業の説明すると、あっわかったな。わかったよ。それやったら町が悪いんだなという結果です。

あなたも逆な立場に商売やってきたんですよ。あなたは立場になったときどう考えますか、町長。

議長

町長。

奥山始郎町長

この事業の本質的なものはですね、沿岸漁業活性化構造改善事業として平成7年から始まっておりますし、それからずっと続いて水産庁及び県の指導に基づいてこれを進めてきたわけであります。そして今の店子さんですね、参入業者さんとしてはですね、ここに近畿自動車道の紀勢線の工事がここに入ってくる、浮かんできてですね、発生してきて、そのためにここは立ち退かなければいけない状態になったことは、すでに店子さん2人、3人ですね、入っていた方は業者さんが存じあげておったわけなんです。

だから、その店子さんに対するですね、行政財産としての対応についても、行政と地方自治法 238条によってですね、きちんと決められておるんだから、ご了解いただきたいということで、ご納得いただいたわけなんです。しかしながら、それを指定管理者制度に移ってからでもですね、19年3月末、それを延ばしたのは前回から、前々回の議会で説明させていただきましたけども、参入業者さんの立場が良くなるように配慮して9月末日まで延ばしていただいた。議会ですら、承認を受けて、それでもなおかつ期日がきても立ち退かないということは、私は良いとか悪いとか言うんじゃなくて、協定の違反ではないかと私は言っておるわけなんです。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

あのね町長、その高速、前から言っているように、これは高速道路がたまたま来たからこの問題が起きた。この事業は20年であと10年残ってる。だから私はこの地権者の立場もよくわかるんです。だから行政は私は前言ったように、こういうものを建てる時は、土地を収用してからやるもんだと、これは前の行政のトップが悪いとかじゃなくて、借りるといふことと自体補助事業にマッチせん政策です。

だからこういう問題が起こるんじゃないですか。だから、被害者なんです。しかし、この人も早く解決してほしいだろう。だからそれをもっと早くといふことの解決すんのですよ、町長。あなたこれは山本さんのほうからですよ、国交省に問い合わせた中で、私は言っておるのは移転もするんだ、移転費用をしたらそれで行政というのは違ふところへつくって、やはり地域の活性のために施設をつくるの当たり前だろうて、それだったら問題何もないんですよ。

しかし、ここにも国交省の答弁にも書いてあるようにですよ。国は、「相手方町に対して当該施設の撤去を求めたものであり、廃止を求めたものではない」と書いてある。これは回

答ですよ、国交省の。だから国としても廃止じゃなくて、移転の費用として町に出すんですよ。だったらそれは企業おこしの一環として、これを業者たちを潰す、止めやすということじゃなくて、継続できるようにするのが行政じゃないですかと言うの。これが行政のあり方なんですよ。

それをあなたは補償金はもらう。移転補償はもらうけどこれは使わないよて、そんな馬鹿なことはないよ。これ仮にね悪いけどね町長、私ども町長やったらね違うとこ建てますよ。一つの活性になります。前町長でもやるだろう。また前の町長でもやるだろう。あなたの町の町長としてはね辻褄合わんような姿勢を貫いておるから私はやるんですよ。もっとよう考えたらどうですか、これはこの中の町民なんでしょう、紀北町の。だから私は町民と争うようなことのないようにしろということは、前々から言っている。それをあんたもっと真摯に受け止めやなあかん。そこをどう思っているんですか、町長。

議長

町長。

奥山始郎町長

あなたのおっしゃることもよくわかります。しかしながら、この販売施設、お魚らんどです、これを今まで言うたように高速道路が来るから立ち退いていただくということは、我々はこの高速道路を誘致し、お願いしてきているわけなんです。協力するという立場でおるわけなんです。これを新しいどっか適地を探してですね、このあなたの論理でいけば、この施設に見合うものを建てればいいじゃないかと言いますが、これはなかなか適地がない。それからこの事業はこれでもう終わるんです。それで高速道路が来ることによってですね、交通の様相が変わってくるだろう。人の動きも変わってくるだろう。適地がない。いろんな条件を勘案してこの事業を一旦ストップするというのが、私の考え方であります。

決してこの人たちに出ていくために言っているんじゃない。町とはして適切な時期にいい施設をですね、町の発展の産業振興のためにやりたいというのが私の考え方なんです。ご理解いただきたいと思います。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

ご理解はできんよ、町長。あんたはそんなら僕の9月の時点の質問に対してですよ。この高速道路が来ることによって交通の形態が変わると、激減していくんだと、それはっきり言

っておるじゃないですか。そんなら海山の発展は何も高速道路が来ることによって地域が潤う。なんだかんだってという言葉を使うてですよ、片やこんなして都合の悪いことになると激減する。この2業者が潰れるってはっきり言っておるじゃないですか。今のあなた言っておると全然辻褃合わんじゃないですか。

私は前から言っておるのに、町長、町長というこの議会の発言はね、もっと重きを持たなあかんと思うよ。ただそのときそのとき議会を通り抜けたたらいという発言じゃない。私は言った言葉は皆継続して続いているのよ。そのとき議会が終わったたらいというような質問してない。片やデカップリングでもそうでしょう。2,000万円ポット、これは集客人数が120万人来るからこれに対応すべきことで、補助金としてやらんならんのやと、そない言うておって今度は高速出でて、今度は形態が変わるからここが激減する。辻褃何も合っていないじゃないですか。だから僕は憤慨するんですよ。だからあまり僕もね、声を大きく出すと言われる。町長、あまり声を大きく出ささんような答弁してください。

議長

町長。

奥山始郎町長

私は静かに申し上げます。激減するというのの一つの、あくまでもこれは想像なんですよ。しかし、私はその議会のそのときだけ通ったらええわという、答弁をした覚えは一回もありません。議事録もとってある。あなたがこう言うたやないかということは全部残っていくわけですから、責任のある答弁をしているつもりであります。ご理解ください、そのところは。

だから、もう少し産業振興としてこれならいけるだろうという、総合的に考えたときに、そのお金も使いたいと考えておるわけなんです。今はちょっと高速道路が来たから42号のところの車の動きは、おそらく高速道路のほうが増えていこうと思うのは、これが理の当然だろうと思うんですよ。その辺をあなたご理解しないと言うけども、私としてはご理解していただきたい。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

声も小さくって、えらい大きくなってきたよ、町長。僕はそれよか小さく言いましょうか、そんなら。いや本当に町長、本当にあなたはね、そんならさきほどでもね、本当に紀北町を

思っておるのかどうかというこの疑問を感じる。120万人の集客入り込み客だと、さきほど1番にやった谷議員の質問に対してはですよ、県の調査によるはっきりは把握してない。県の調査によるデータのことを言っていると、それでは答弁にならないでしょう、町長。

何だというような顔じゃないよ、これ真剣にあんた、町費もバンバン使ってますよ。1業者、2業者が困っているような大きな問題なんです、あんた。だからそんなら一つ町長、これはあなたはここの中で解決金については、地方自治法及び町条例からみて支出できないこととなっておると、払えないと、それじゃこの裁判の中で和解勧告、支払い勧告出た場合は、どのように払うんですか。町費から一切出さないですよ。町長あなた個人で出すやろね、そのところの答弁お願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

現行の地方自治法、あるいは条例においては出す術がないということを行っているんです。これが裁判官、裁判所ですね見解で話が進めば、あなた和解とおっしゃったけども、それによく似たことが出てきて、それが町民だとか議会の皆さんがご納得いただけるような展開になったときには、裁判所が入ればこれはかなりの説得力と信憑性があると思います。そのときにはそのように判断をさせていただきたいと思います。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

いや、それは町長、それだったらそういうような判断を待っているんだったら、何で最初から和解の話から進めなかったの、最初からあなたは払えないって蹴っているんでしょう、これ。実がないと言っているんでしょう。それから町民に知らせる。馬鹿なこと言うなよ、町長。町長ほんまに。

それから町民にして、今、議会の報告と一緒にじゃないですか。あんな決まったから予算認めてください。町民に対してですよ、ここで裁判所が決定が下ったんで、歳出をさせてくださいというのと一緒にじゃないですか。それまでに町民にこういう問題でこういうようになっているよと。

だから私が言いたいのは、常に行政って、町民は皆行政を信じておるから、行政も間違いはたくさんあるよと、行政は町民、また数の倫理で一町民においてはね、町民を悪くしてし

まうことあると、これは常々言ってきた。だからこれもやはり町民の皆さんにきちんと説明せなあかんやないかな。そしてこれで町費を使わせてもらいますよと言うのだったら、町民も納得する。今わからんうちにやね、あなたはそういう結果が出たら、そのまた中で説明をして使わせてもらおうと、信憑性があると、何が信憑性なんですか。どこでそんな信憑性が出てくるの。そこのとききちんとして、これは払えないと言っておるのだから、あんた。

議長

町長。

奥山始郎町長

払えないのは、今の裁判官も入れないで、裁判所も入れないで、ただ地方自治法と条例の今のところはそれしかないですよ。その示すところによれば、町としては業者さんに払う筋道はないということを言っております。

しかし、裁判所が調停をするなり、調停もあったんですよ。そのとき話はずかんだんで。それから今度は仮処分命令の申し立てをやって、そこで裁判所が判断を下していただければ皆様も、町民の皆様も議員の皆様にも説明して、はっきりしたことを報告することができるというふうに言うておるんです。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

だからね、それじゃね、説明会でも私言ったように、警告で水道、電気を止めるよと言った。担当課の方がそれに対して止めないでください。また止められないのでということで、今止めてませんと。だから根拠を示して私は答えよと言うたけどやね、根拠が示されなんだけど、そういう警告出してですよ、通常やったら本当に止めやなあかんやないかな。そんだけの権限持って出しておるんですよ。

それを今度はよう止めなんだわけでしょう。業者のほう筋を通ておるからできなかったわけなんでしょう。誰が正しかったの、業者のほう正しかったんじゃないですか。そういうこともきちんと町民に知らせなさいということをおるの。あなたたちというのは良いことだけはパッパッと表へ出して、悪いことはこないして皆隠すじゃないですか。そこのこの見解どうですか。何で今それ止められなんだんですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

約束をしてですね、それから議会にお認めをいただいて、指定管理者制度の方々であるということで、9月30日に立ち退きをしていただくという約束を守らない場合は、これは違反ではないんですか。

それから、そういう場合にそこにてですね、居続けて町としてももう契約は切れるんですから、町の水道の料金もきちっと払わなければいけないところを、契約ができてないということで、今度はじゃ使う人たちが払う。あるいは企業会計ですから請求する。それは悪くはないと思っています。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

議長、議事進行、これは答弁になってないですよ。

これは私は言ったのは、その警告を出してね、水道と電気を止められなかった根拠きちんと示せと、そういうことを言っておるんだから、それは何で止められなかったかということ聞かせてください。今のは契約のことを言ってますけど、そうじゃない。そうでしょう。契約と私の答弁とは全然違います。

議長

今の入江議員の議事進行について、お答えいたします。

質問と答弁がちょっとくい違っているように思いますので、理事者のほうでの確に答弁をお願いしたいと思います。

町長。

奥山始郎町長

警告を発したけども水道課としては、水道を止めなかった理由を水道課長がお答えします。

議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

水道を止めなかった理由なんですけれども、それは水道法の第15条第2項にですね、水道事業者は当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならないという法律に基づくものでございます。

11番 入江康仁議員

あと電気はどうですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

町と保安協会とは契約をしています。しかし、保安協会が電気を切る権限ではなくて、事業者がそれを切った場合に営業妨害等の訴えが発生するという判断が、おそらくしているんだろうと思います。だから止めないと、止めてないと。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

さきほどの水道課長答えたことも、町長あなたが答えたのも、こういうことはわかっておることなんでしょう。警告を発するということはどんだけ重要なことか、あなたわかっているの。何でもわかっておって当たり前じゃないですか、水道止められないのも。電気もあなた保安協会等あっても使っておる人とは契約が違うんだから、止めやれる道理がない。それを恐喝するような、恫喝するようなですよ、町民を法的に何もわかってない者を脅かすようなこんな警告を発するということは、行政としてやるべき姿勢かと言っておるの。そこどうですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

それはですね、そういうことが違反になりますよということは、案内すればですね、それは恫喝でも何でもありませんよ

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

違反だったら止めていいじゃない。止めたらいいいじゃないですか。今言うたでしょう、止められないと。水道課長言っておるじゃないですか。

きちんと議長答弁させてください。

11番 入江康仁議員

議長、議事進行で。だから私の質問は、要は止められないのをなぜわかっておいて、今答弁したのは当初から止められないでわかっておったことでしょうか。それをなぜ警告を出したんだと、それだったらわからない町民に対しての、言うたら脅しじゃないですか。だからそれは行政のやるべき行為じゃないということを言っているの。それをきちんと答えさせてください。

議長

答弁の整理をするため、暫時休憩いたします。

(午後 1時 40分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 14分)

議長

再度、町長に答弁を求めます。

町長。

奥山始郎町長

ただいまの入江議員のご質疑についてですね、この私が申し上げた電気水道を止めるというこの通知は、9月30日をもってですね、この制度が指定管理者制度ですね、つまり。が切れるといううえで、水道及び電気が止めざるを得ないという意味であります。

しかしながら、実態は止められないということも、私も深くこれを認識いたしましたので、このことについては私はお詫びしたいと思います。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

今ね、町長からお詫びの言葉もいただいた。やはり町長というのはこの紀北町のトップでございませう。また町民に対してね、そういうようなもう本当に知らない町民は、法律を知らない町民から言うたら本当にこれは怖い、警告というのはどんなものかというのはわかりますんで、これからは本当に十分気をつけていただきたいと思います。

それです、町長はこの問題について、昨日、1番の川端議員からのこのお魚らんどにしたときに、新しい展開もきているということの中で、またその裁判所の仮処分の中で、町長その和解、また支払いか、いろんな勧告、またその裁判所の指導があると思います。

とにかく私は、同じ町内において行政と町民の争うようなことだけは止めていただきたい。これだけ切に願うんです。だから町長、今度はですね、業者との円満な後腐れのないような解決、また町民が皆説明受けたときに、「ああそうやったか、それやったらしょうないな」というような説明ができるような、やはり解決方法をとっていただきたい。それに十分汗をかいていただきたいと思います。そこはどうか、町長。

議長

町長。

奥山始郎町長

今、入江議員が申しあげましたように、昨日の川端議員の答弁、私のほうの答弁としては、新しい展開ということを言いまして、それは議員も町民の皆様方も行政も納得がいけるような、できたらそのようなこの問題の解決がある可能性がなくはないというようなことで、今、入江議員もおっしゃったように、できたら早急にこのことを解決をしたいと思っております。

その際には、議会にお諮りしてですね、お認めいただかなければならないということになりますんで、その際にはどうぞよろしくお願いいたします。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

本当に町長、その前向きな答弁をいただいたんで、確かに高速道路も大切です。そしてこれですね、土地の地権者も、また業者の方も皆が良くなるという方向にいくと思いますんで、よろしくそこのご尽力をお願いいたします。

2つ目のそれで、これも一つ念を押しておきますけど、これはもう解決ができると思

ますんで、そのことを切に希望して1つ目のお魚らんの質問は終わります。

続いて2つ目の財政の問題ですが、町長、いろいろな1億6,000万円の削減になると、今年度の当初予算の中でですね、今期財政計画の何か1億6,000万円の削減になると言ったんですけど、もっとですね簡単なあれで、これへ向いてあと1億1,000万円上乗せできるというような考え、僕もあるんですよ。

それはなぜかと言うと、このRDFの海山区、紀伊長島区2つ使ったときに2億4,000万円ぐらいでしたか、当初予算。その中で海山の場合1億1,000万円と確かそのように玉津議員のときの質問やったか、受け止めたんですけど、これをですねもう長島で、今まで故障しておったこの約半年間、やはり実証して1つの紀伊長島区にあるRDFの工場だけでもできたんです。だったらこれ私はこの海山のリサイクルセンターを潰せとは言いません。やはりいろいろな機械のもんです。プラントというのは故障があります。だから常に動かすのは長島を主体に動かして、そして盆と正月のごみの多いとき、そして故障したときにはこの海山のリサイクルセンターも使えるような方法をとればですよ、こんだけの削減にはなる。そう言えば人件費とか、職員の削減、そんなことしなくてもいいんです。やはり私は町は庁舎に務める人たちは役場職員は、私はこの紀北町において頭脳集団と思っております。このやはり優秀な職員を削減するんじゃなくて、やはりその人たちも十分採用どんどんしていかれるような、やはり一つのこれ基幹産業ですから、私はやっていただきたいと思いますが、そこはどう思いますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

RDF処理工場については、町内に2つあることはご承知のとおり、これは数年じゃないですね、2年から始まったんですから、2年前に始まったんですから、これを統合しようという考え方もありました。ありましたけれども適化法の問題、それから職員の処遇の問題、それからダイオキシンが発生した等でですね、そのときの概算では統合した場合には、大体説明した3,000万円ぐらいの削減ができるだろうという試算でありました。

今、議員が提案されましたことについては、これは廃止ではないんですから、補助金の返還はなくなりますよね。そういうことも視野に入れながら、この問題は解決していかなければいけないなと思っております。今後努力します。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

いや町長努力じゃなくてさ、現実はこの削減は目に見えてできることなんですよ。だから財政改革というのはですよ、私当初言うたように町民の、住民のサービス、補助金、またですよ負担金を増やしてまでの財政改革は財政改革じゃないと思ってるんです。やはり行政の事業の中で改革をやることだと思っておるんです。

だから、さきほど町長言われたように町長、そのRDFはあれは潰すことはできません。今の償還のこともありますから、それは十分わかっておるの。だから私は予備として置いと、盆と正月、そんなような仕組みは私十分わかっておるから、当然わかってないから潰したらいいだろうと言います。しかし置いて、故障したときとか、その盆正月のごみが増えたときに2基で使うと、それだったら2基動かしておったときの予算から1億1,000万円いうのが出てくるん、町長。

そんな検討じゃない。目に見えて実践やったんでしょ。ダイオキシンの問題でやったときは、いろいろな修理やってお金をかけて、そして長島のRDF1つで処理したんですよ。これはもう実践したんじゃないですか。だからそういうことなら、これをね提案って、私はこの現実に行ったことを提案じゃなくて、実際やったことを言っておるんです。それを極力ということやったら、僕はちょっと納得がいかないですよ。そこのとこ町長どうですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

議員がおっしゃる1億1,000万円は、どういう計算か私にはまだ伝わってきません。

それから現在の行財政改革の中で、このRDF工場を統合していこうという課題はあります。その中で議論をしていって、よりいい方法を見つけたい。そういう意味です。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

いやさその統合と、1つにするということですか。そこをちょっと。

議長

町長。

奥山始郎町長

だから統合というのは、1つにするんですけども、今議員から1つは廃止じゃなくて置いておくと、火急のときは使うというようなアイデアでしょう。それも含めて検討します。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、だからね、これはその合併する前にですよ、大体合併する前に本当に負の遺産です。合併することによってわかっている中で、お互いの海山町、紀伊長島、これわかっておって2つつくった。いやいやわかっていたじゃないですか、そんなもん。それはそれとしていい。だから1つの中の統合ということは、一つは私言うたような形なんですか、止めてメンテナンス故障したときに使うと、そういう意味も含めて検討は、検討はこの当初予算に出てくるんですか、そのとこちょっとお願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

おそらくこの20年度の当初予算には、ちょっと間に合わないと思いますね、まだ。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

何で間に合わないの。こっちへ統合するということでね、削減なんですよ、経費が。だからもう海山のほうは使わないで、長島でやるよと、そしたら何でそんな時間かかるんですか。たがらそんなものすぐにやれるでしょう、方針だけ決まったら。

議長

町長。

奥山始郎町長

いろいろな選択肢をですね想定して、検討せんならんです。どちらかと言うと、今の長島リサイクルセンターのほうが経費がかかるんです。だからどちらを置いて、どちらをやるかということはいろいろ検討せないかんです。

ですから、あなた回転が早いと思うけども、いやいや早いけども、そうすぐに結論は出にくいですね。この当初予算に間に合うのに。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

いや町長、何にも難しくないと思います。もう実践やった。これからやろうとすることやったら試算、いろいろなことを考えんならんけど、もう実績として残ったことなんでしょう。だからそんならこの止まった期間、今まで使っていた海山の経費と長島で使ったそれは増えたでしょう。増えるわさ、2倍やるんだから。そこの差額の計算したら何も辻褃すぐ出るんじゃないですか。私はあんまり数字に強いほうじゃないけど、簡単にこれ私でもできるんですけど町長、どうなんですか。それそんなに検討するような時間かけてやらんならんですか、これはもう出るでしょう。もうこの結果は。

ちょっと、もしあれやったら環境課長にちょっと答えてもらったらどうですか、あんたわからのやったら、課長すまん。

議長

町長。

奥山始郎町長

今回のダイオキシンで一応これ解決しましたけども、あれは大体8時間の20t処理なんですよね。その中で一方だけでやりましたんで、磨耗が激しいとか、燃料費がどうかとか、そういうことも出てくるわけなんで、それが反省材料として今度の行財政対策会議の中でですね、いろいろ検討しなきゃいかんことになるんです。そういう問題あるんですよ。

ですから、私の答え方がご納得いかないようなんです、環境課長が今一度、よろしいですか、よろしい。以上です。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

だからね町長、町長ね、だからさ要は当初予算で2億4,000万円ですか、当然上がったおったな、これ玉津議員が質問したときに、そのときに止まった期間の、あれはもう議会が終わったら、今までの集計をして来年度予算の作業に取りかかるわけでしょう。自ずからその使わなかった差額は、海山で1億1,000万円見てたら、その中で使わなかった部分の差額は当然出るわね。出てきますでしょう、町長。

だから、それがすぐにわかることじゃないですかということなんです。だから当然それ削減できたのやったらそれをすぐに実行するのが、行財政改革じゃないですか、わかりきった

これ単純なことなんですよ、町長。

議長

町長。

奥山始郎町長

どうもその辺の考え方がくい違うようですけども、行政としてはいろいろな角度で、またご質問も受けてですね、提案も受けて着実にこれ進めるべきだと思いますんで、今しばらく時間をいただきたい。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、しっかりちょっと頼むよ。

1つ忘れてた。その中でね、やはりこういう1億1,000万円削減どんだけになるか知らないけど、私の前々から言っておった財政改革の中で、やすらぎ苑のバスの補助金、これ私は200万円言っておったけど、今度は海山区も200万円あげてほしい。やはり1つの町になったんだから、だから最初の町長の川端議員の答弁で格差があると、海山とあれの質問で格差があると、この格差もどんどんなくさないかん。

だから海山でも200万円付けてやってほしい。もうこれできなかつたら町長、私も今度はちょっと退くところが退けなくなるんで、これはやったら町長あなたの人気上がるって、それだけはちょっと付け加えておきます。

それで時間がないようでのですので、次に水道のほう。町長この水道徴収に関してはですね、どのようにちょっと認識しています。

議長

町長。

奥山始郎町長

結局、口座振替等でですね、未収となった場合には、担当課のほうからはその方に通知をして、こういうわけでこうでしたよということを知りたくて、料金を支払っていただくという基本でまいりたいと、そういうことです。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

だからさ町長、そうじゃない。それが問題になっておるからどういうふうにやっておるかということ把握しているかと聞いておるんですよ。

議長

町長。

奥山始郎町長

結局、そのようなことを知らさなかった期間もあったということは、大変遺憾でありまして、しかしながら、実際水道水は使っているのですから、その分は払っていただきたいというのが基本スタンスです。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

だから、さきほど町長は答弁ですね、職員の怠慢、この怠慢にかかっては町長あんた管理者責任ですよ。そして今のこの担当課であってね、その担当課も全責任じゃない、これはもう10年以上のことも出てきておる。今までの怠慢なんですわ。そこの町長としての管理責任ということをお重大に認めてもらってですよ。そしてこれの私も委員会で説明したけど、10年遡って1年に2回、3回口座で落とす、この人たちは落ちてるとっておったわけです。ところが10年間ボーンと来て、年に3回落ちてなくても30回落ちてない。10万円近くボーンと請求くる。これは誰でも驚きます。それで水道法の中では3ヵ月滞納したら督促出すとなっている。

そのときの委員会の答弁のやりとりは、10年前のことは請求なんだと、現在3ヵ月に対しては督促なんだと、これは逆じゃないのと言ったんだけど、そういうような答弁。それでこの際ですね、もう未収金のその町長が怠慢と認めたんだから、怠慢に限ってのこの水道料金の未収はですね、一旦もうきれいにしようじゃないですか。その認められるところは皆切って、もうそうやなから水道事業の特別事業の中でも未収金ばっか出て回収できないものが残ってしまう。これは10年も前からの水道使用料は払うあれはないですよ、町民は。もう払わないと言うたら通るんだから、だからあなたは払っていただきたいという答弁にしていると思うんだけど、これは町の怠慢として怠慢、ミスはミスとして認めて、そのかわりこれから3ヵ月したらきちんと請求、督促出させてもらいますよ。頼みますよとね、そういう悪質な最初から払わない意思の影が見える人は別として、そういうところはきちんとして、これひとつ解決したらどうですか、町長。

議長

入江議員、時間です、あとまとめて、あと1回。

町長。

奥山始郎町長

いろいろこちらにも遺憾に思う点がございました。時効ということがあろうかと思えます。そのことを議員は言うておられる。その時効についてはですね、裁判所の判断、民法上の債権としての同条の認める2年、時効を適用するということになってきております。

そのことについては、またこの場で申し上げますとしますとですね、債務者、つまり未払いの方がですね、援用という、つまり支払いできない意思をですね申し上げた場合は、それがそのまま受け入れられるというような法律に変わってきているということをお伝えしてですね、水道課としてはきちんとした対応をさせるということをお申し上げます。

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃ最後にとりまとめとしてですね町長、だからあなたの言われる今2年の時効というのは、言うてきた人にはその時効を特例を認めるよと、言うてこなかった人には全額払ってもらおうと、これでは駄目だというのあんた。その管理者責任のあなた答弁になってないよ、それは。

だったら皆、公募して皆知らせたらね、誰が2年以上のもの払いますという者おる。だからここで2年やったら2年ときちんと切って、それで未収金は未収金で事業のこれから予算も削除してですよ、きれいな中でこの紀北町2年目ですわ。新しい紀北町に向けて出発するときには、いろいろなあなたも膿も出して、きれいにしようじゃないですか。言うてきた人は払わなくていい、知らないで言わなかった人は払わんならんと、それでは駄目で、平等性に欠けるでしょう。町長、それはあなたの今度は管理者としての責任をもってきちんと広報して支払いをできるように、支払いもらえるべき2年はもらおうと、それ以降は要らないということをおきちんと広報か何かに載せてですね、そして早急に水道課に指導して、2年以内のところはすぐに督促出して、きちんと徴収しなさいと、この管理態度をおきちんとできますか、そのこと答弁みて、私の質問を終わります。

議長

町長。

奥山始郎町長

あくまでも行政はそういう法の規制の中ですね、対応をしなければならぬ立場にありますんで、その中で適正に対応するように担当課のほうへ指示を出したいと思います。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

北村議員。

6番 北村博司議員

ただいまの質問の前半部分ですね、お魚らんの地権者の個人名が度々出されておりましたけれども、今の係争は町と参入業者の間の係争であって、第三者ですね。よろしいんですか。議事録にも残るし、テレビ放映されるし、傍聴している新聞記者がいれば、当然出てくる可能性がある。議長の判断をお伺いします。

了解しておるんですか。本人が了解しておるんですか、個人名出すことに。これは多分個人情報保護法に触れる、条例に触れるだろうと思いますよ。本人が了解せん限りは、問題の当事者ではないんですから、議長はどういうご判断されます。

議長

お答えいたします。今、個人名を出したということは拙いと思いますんで、その部分については個人名を削除するというので、ご了解願いたいと思います。

6番 北村博司議員

いや私が了解して済む問題じゃないです。議事録に残るわけですから、議会全体の承認が必要と思うんですよ。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

この私も地権者の————と書くんかな、なんやったかな。これは新聞に載っておるでしょう。新聞に公表されますよ。そして町との契約をやっている中でですよ、これは別にそんな非公開個人情報じゃないでしょう、これは。これももう新聞にも公表されてますよ。だから私は言ったんですよ。何かそれで取り消しだなんだって言っているの。新聞に載っておるやんか。

議長

お答えいたします。先に北村議員に言ったように、一応新聞では公開されておるといっても、議会の中での個人のやっぱり名前というのは拙いと思いますんで、それではお諮りさせていただきます。

それでは土地の所有者の個人名を削除するということで、賛成の方挙手願います。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

中津畑議員。

15番 中津畑正量議員

今の状態で採決をとろうととしておりますが、発言者ですね了解を得て削除するならわかるけど、全体に諮ってというのはちょっと、進め方としてはおかしいんじゃないですか。議長の判断をお願いします。個人の言うたらちょっと話をして、個人が訂正をするというのなら、それでいいですけど、せんのやったらまた別の方法もあるでしょうけど。

議長

今の中津畑君の発言ですけども、一応本人はそういう形でええということで、削除やなしに、新聞で公表しておるで、別に名前出してもええんやないかということと、出してはあかんやないかという二通りがございますので、もう採決しかないと思います。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

11番 入江康仁議員

これは契約ごとに関しては、地権者と町との契約もやっておるんですよ。これはあくまでも公表になっておるんでしょう。契約は密室でやるんですか。これ公開でしょう。予算のお金が動くことだから、地権者に関して、それでもいろいろなこのような準備書面でもボンと出ていますよ。皆知ってることじゃないですか。

そして、私はその地権者に対して悪いようなこと言いました。地権者も被害者だから。だから早く解決するようやっていたらいいって、このように言っている。私は地権者に対して何も冒涇したようなことは言ってないですよ。だから削除するようなことは私は言ってないと思います。

それで、これは私個々の問題になってくる、今度は。私は私で個々の議員として、私のそんなら質問は、僕の質問の仕方が悪かったということになるよ、今度は。そうでしょう。そのとこ議長、これせなあともあといろんな問題が起こりますから、私はその今言われたように、地権者の方々を冒涇したこともないんです。この人をかばって言うておるんですから、

だから悪いのは行政、だから皆早くできるようにと言っているんですよ。

議長

事務局長のほうからちょっと。

事務局長。

中野直文議会事務局長

さきほど発言の取り消しの取り扱いなんですけど、発言の取り消しにつきましては、会議規則第64条の規定がありまして、発言した議員が自ら取り消しを求める場合と、地方自治法129条の規定により、議長のほうから取り消しを命じる。これは議事において、議場の秩序維持という規定に基づいて、発言の取り消しを議長のほうから命じる場合が二通りがあります。手続きについては以上でございます。

議長

テープの交換もでございますので、この辺で暫時休憩させていただきます。

あとちょっと議運の方、ちょっと寄っていただきたいと思います。

(午後 2時 45分)

議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(午後 3時 07分)

議長

さきほどの議運の結果を、事務局長より報告いたさせます。

事務局長。

中野直文議会事務局長

議会運営委員会における協議の結果を報告させていただきます。

まず、発言の訂正を求める、撤回を求める動議につきましては動議提出者と、それからまた賛同者がございましたので、この動議につきましては成立をいたしております。そのことに基づきまして、さきほど議長が取り扱いをさせていただいたわけですが、そのことについて協議結果につきましては、その動議の成立したことは、議会運営委員会でも認められました。

そして諮られることにつきましては、今後、削除する部分について、議長と発言者でもって調整をさせていただき、その結果、会期中に議会で会議録の訂正など、またテレビの削除などの部分について、明日、会期中に諮るということで決定をいたしておりますので、ご了承願いたいと思います。

議長

そのようにしたいと思いますので、よろしく頼みます。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長

次に、19番 奥村武生君の発言を許します。

19番 奥村武生議員

議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

前回、私が定例会におきまして、東紀州のその海・山・川は東紀州にとっては極めて大切な資源であるというふうに申し上げましたけども、さらにそのことについて若干詳しく、住民の皆さんもテレビをご覧になっていただけたと思いますので、お話をしたいと思います。

まず質問ですけども、やすらぎ苑について、私は過日やすらぎ苑に行く機会があったわけですが、峠の混雑や、あるいは最後のお別れの場に行きたいという方の心情を考えるあたり、これは復活をすべきであるというふうに考えますが、町長いかがでしょうか。

それから次にですね、このバス代が出たときに、各種の約束事があるというふうに聞いておりますけども、やはりこの約束は10年経ったといえどもやっぱり遵守をするべきじゃないかと思えます。そのことについてもお答え願いたいと思います。

次に2番、銚子川の清流の水質の確保及び水量について、質問の骨子を説明いたします。

これはさきほど申し上げましたことなんですけども、テレビもあることですので、極めて簡単ですけども、我が海山区が誇る日本最大の環境について、環境を持つといわれる魚飛び銚子川について簡単に説明をいたします。

これはですね、現在のその小山海岸と引本海岸の間の河口の地図でございます。それからこれが銚子川から来る水、そしてこれが船津川から来る水であります。それがこの銚子川の上流のクチスボダムを昭和36年につくったわけであります。そのためにですね、水が今度は来なくなったわけです。そのためにこの小山海岸からの海岸が迫り出してきて、それで引本海岸からのここがもう極端に短くなってきたわけです。それでもうあったときについては、その導流堤というのがあってですね、さきほどのこれなんですけど、銚子川から来る水がこの導流堤に巧みに誘導されて、詰まりかけの砂浜を切っていたわけです。

ところが、ダムをつくったために、その水量がなくなって切る力がなくなったということと、導流堤がその漁業の支障になるというようなことがあって、一時、導流堤が50m、県とのあれで町には関係なしに切られたことがあって、苦情が出てまた一部戻したわけですが、完全には戻ってないわけです。

それでそういうところへ、前回の平成16年の大雨が来てですね、それでこの人に、小山浦の人に当時の模様を、ここにおった人もおもしろいですよ。聞いたら、船津川からサラサラサラ水が流れてきたおつたと、ところがドッと流れてきたときにも、ドーンと今度は逆流を始めと、そしてある人に中里のあの橋のところにおった人に聞いたら、今度はスムーズに流れていったのが突然逆流をしてきたと、だから災害を防ぐことができない大雨であったことは事実なんですけども、こういう被害を大きくしたのは、環境をなぶった原因、大きな原因があるというふうに私は思っております。

そういうこととですね、したがって、クチスボの水はこれは漁業の皆さんでも言うことなんですけども、きれいにして、そしてこのこの河口へ流していただかないと、環境を元に戻さないと今後もさまざまな問題が起こる危険性が極めて大きいと、それで私は前に町長さんに質問で言ったのは、学術調査を是非してもらいたいということを言っております。このこの学術調査をしない限り、県も四苦八苦していますけども、非常に難しいと思います。

それからこれに関連してですね、ここは引本の渡利から引本へ抜けるトンネルです。それで昔はダムがあって水があったときは、ダムから来る水というのは表流水なんです。その表流水に大量にプランクトンがあって、それで今の現在の市場のところに定かん水というのができですね、ここにイワシが大量に住み着いたわけです。

その住み着いたのが矢口湾に出ていってですね、それで鯉の餌のイワシになって、それで日本全国からこのイワシを捕るために鯉船が引本湾へどんどんどんどん入ってきたわけです。ところがクチスボのダムを止めたために、水で止めたために大量の水がここへ来なくなって、

それでイワシが捕れない。塩分が高くなる。それでほかのところからの鯉船が引本へ入ってこない。それで壊滅的打撃を受けて、かつては37杯あった鯉船がもうごくわずかになっちゃったという、これが現状なのです。

それからこれはクチスポダムなんですけど、ここに坂本ダムだと思ったのがあって、それでここにゲートがあってですね、ここに水が出る道があって、今度は尾鷲に行くトンネルみたいなのをつくって、尾鷲も出すようになってますけども、その気になればいくらでもこのゲートを開いてもらえばいいわけです。今の開発公社のやっていることは自分の都合のことばっか考えてですね、グダグダグダグダ文句ばっか言って、こちらへ水を流そうとしないわけですけども、このことを十分踏まえて今後は町はですね、地場産業を守るために県に対してその学術調査とですね、それから尾鷲市及び県に対して、このクチスポの水をきれいにして、銚子川に流すよう要請をされたいということが、1点です。

それから、さらに漁師の人ともお話を私は引本ですのでもしすけども、銚子川の河川敷きに特定施設とかあいうふうなものをつくられるのは非常に困るということは、これは漁業者の皆さんの一致した意見であることは伝えておきます。それでその強くそのことを是非認識をしてほしい。

それから過日、町長さんと県のほうへ私の申し出に従って行っていただいたわけですけども、その内容をあとで読み上げていただきたいと思います。

それから、これが長島の地下水源保護条例ですか、水源地保護条例なんですけども、こういうふうに条例が相当数網にかかっておるわけです。ところが海山と言え、わずかこれだけなんです。こんな出たらめなですね、水源地保護条例をつくるからいかんのですよ。これに対してかつての議会はですね、海山町議会は長島のことわかっておるわけですから、つくるべきだったんです。

だから、これさえつくっておけばですね、きちっとした条例さえつくっておけば、銚子川の中流に進出するような、進出されてですね、揉めるようなことを、業者と揉めるようなことも何もなかったと思うんですよ。これは明らかに前海山町時代の執行部の出たらめな行政運営と、それに追随した議会であるということを、私は強く申し上げたい。

そのことについて新しく設置されるものに対して、規制しようというものであり、現在の海山町の保護条例はですね、既存の施設に対して規制はできないものであるわけです。今後において、こういう施設の建設計画も考えられることは事実なので、指定区域を改める必要があると思います。

例えば、国道42号線から上を山の尾根から尾根まで全部指定区域に改める必要があるのではないのでしょうか。このことについて町長のご意見を聞きたい。環境を守る姿勢があるのかどうかということなんです。地場産業を守る姿勢があるのかどうか。

3点目の公債比率について申し上げたいと思います。

当紀北町の標準財政規模はですね、平成18年で54億円なんです。ところが現在の合併したときの標準規模はですね 140何億円です。54億円があるべき本来の姿であるのにもかかわらずですね、これだけの膨らんでおるわけですよ。民間でいう借金がですね。今後このことをどのような形で、私はドラマチックな改革が必要だと思うんですけども、町長さんの意欲を聞きたい。

それから行政は雇用の場として、町も考える必要があるとは思うんですよ。しかし、人件費が大きい、厳しい財政の中でですね、どれだけ人件費を削減するのか、することができるのか、これがひとつには再生のキーポイントではないかと思うわけです。

岩手県の滝沢村の人口はですね、人口5万 2,810人に対してですね、職員が 258名なんです。我が町は 241名ぐらいでしたね、確か。人口1万 8,000人ですか。そういうことを参考として申し上げたいと思います。

それから健全な財政なくして、健全な行政の発展はなしというふうに私は考えます。それでですね、これは前議員、某議員との考え方も基本的に違う部分であるわけですけども、私は現在の財政状況の中でですね、庁舎は新たに設置する必要はないと現在では思います。

いわゆる本来、分庁化すれば良かったと思うんです。ドラマチックにですね企画、建設、産業なんか例えば長島、そのほかのものは海山として、あとは住民課とかああいう直接窓口になるものについてはまた別に設けて十分対応はできる。そうすればですね、十分この再建は可能だと思うわけです。

そうすればですね、当然その役職者も十分整理はできるのじゃないかと思うんです。このような小さな町でですね、課長、課長補佐、副参事、主幹というふうな4つの管理者があるということは、私は相当大きな規模ならわかるわけですけども、そういうのは必要ないと思うわけです。将来的にはその責任感と正義感を持って職務にあたる人を雇用しですね、改革を図らないことには、財政及び職員の質についてですね、改革を図らないことには非常に将来は厳しいものと考えます。

次に、東南海地震対策でですね、発言をしたいのですけれども、この大きいところが西長島の前の堤防なんです。それで引本の私の前のほうですけども、これがこれだけのものなの

です。だからこれは誰が見てもですね、津波が来たらもう引本の湾は持ち堪えられないという事は、もう明らかな事実なんです。

このことについて、町長はその未然に災害を防ぐ気持ちがあるのかどうかということをお聞きしたいということと、これは引本の大正2年の地図なんです。いわゆるもう引本の今の半分は、海の上に建っているわけです。だから何かがきたらもうひとたまりもないということとは、明らかな事実なんです。

今、私の建っている家もまさに海の上なんです。県道挟んだ県道より海側のあれは、もうこのころには海の上だったわけです。だからきちっとしたコンクリートを積んでやっていけばいいんですけども、そういうわけではないわけですから、何かがきたらもう一気に崩れ落ちる。事実、昭和19年の東南海地震のときも、ちょうど真ん中が陥没してそこへ人が落ち込んでですね、それでそれを助けて7分したら津波がワーと襲ってきたという、きわどいとこだったというふうな話も聞いているわけです。

それから野呂知事がお見えになったときに、いろいろ引本で質問した人もおりましたけども、その方もこの堤防では持ち堪えられないと言いましたらですね、県の管理者はそのために電動式をしたんだというふうに切り返ししましたが、この電動式一つにとってもですね、電動式一つにとっても一番肝心なところが、引本の肝心なところが電動化されてないんですよ。

それで、私はその前のチリ津波のときに、家の2階からそのチリ津波を見てましたけども、入ってくるのには大丈夫なんです。それで引き潮のときにもすべてがぐしゃぐしゃになるわけです。だからその海の堤防から奥までの距離が長いところほど危険なわけです。ところがこの一番危険なところに何らかの理由でですね、電動の扉が付いてないという馬鹿なことがされておるわけです。それは町が明らかにですね、責務を怠っていることは間違いのない事実だと思います。このことについても将来、その後どうしていくのか、回答を願いたい。

それから今言いましたように、今度は津波が来たときにですね、引本とともに名倉ですか、あそこもすごい打撃を受けることは明らかな事実であるのでですね、今どの問題よりも2カ所については引本が1カ所であろうと2カ所であろうとね、一番必要なところにタワーを建設する計画を早急に立てないかんし、島勝だって、白浦だってですね、あるいは長浜だって、あるいは本地だってですね必要なところは、あるいは西長島の真ん中だって、これ2つぐらい要るわけです、タワーが。真にその地震対策を考えるのであればですね、タワーの建設に計画しないと県の補助金が半分出るうちにこれをやらないとですね、もうそのうちになく

なるという話ですから、この点についても職員に対して町長は早急にその計画をつくるよう、指示すべきじゃないかと思うんですけども、いかがなものでしょうか。

以上でございます。あとは自席にて発言をいたします。

議長

町長。

奥山始郎町長

奥村議員のご質問にお答えいたします。

荷坂やすらぎ苑への送迎用バス助成についてであります。助成制度につきましては、設立当事、交通安全等が懸念されたことや、バス購入の要望があったこと、また議会でも多くの意見をいただき、「火葬場送迎用自動車借上料助成」の制度が創設され、本年3月まで1件につき2万円の助成をしておりました。

両町が合併し、紀北町となった今、海山区と紀伊長島区の均衡を保つことが、重要と判断し、苦渋の決断として19年度から廃止をさせていただきました。補助金制度の復活につきましては、行財政改革の実行計画全体の成果や住民の声を見据えたうえで、この1年間は最低検討期間として対応したい旨を、9月議会定例会でもお答えさせていただきましたが、現在も町民の皆様の声に耳を傾け、検討を続けているところでございます。

次に、銚子川の清流の保全と水量の確保についてであります。町の基本的なスタンスとして、銚子川は美しい流れを保ち、清らかな水があふれ、人々に恵みや潤いを与えてくれる町民の貴重な財産であり、将来にわたってこの清流を守っていかなければならないと考えております。

銚子川上流には、産業廃棄物中間処理施設が建設され操業しておりますが、施設前の左岸と魚跳びつり橋地点の2カ所で月1回の水質検査と、大気測定につきましては、施設前の左岸と木津地内の2カ所で毎月1回の検査を実施しており、これまでの検査結果につきましては、異常はでておりません。このように常に川の保全を図るための監視を行っております。

水量の確保につきましては、地下水等の取水による水量の減少を懸念される場合、河川法等の法令を遵守していれば町として制限できるものではないと考えております。

なお、奥村議員がおっしゃったことについて、付け加えてまいります。

去る11月26日、午後1時半、三重尾鷲県民センター、農林水産商工環境事務所を訪問して、所長と副所長に会い、銚子川流域の環境保全については、紀北町の貴重な財産であることから、厳正に法を遵守していただきたいと、このように申しあげたところであります。

次に、財政健全化の進捗状況についてであります。昨年12月に議員が指摘された地方債残高の状況については合併年度であります平成17年度末の地方債残高は146億453万3,000円で、標準財政規模に対する地方債残高の割合は267.9%と県下で一番高くなっておりました。これを削減すべく、地方債の借入額を抑制した結果、平成19年度末には、133億663万4,000円となる見込みで、この2年間で12億9,789万9,000円が減少し、標準財政規模に対する割合も239.6%と28.3%の大幅な削減ができる見込みとなっております。

しかしながら、県下市町の状況を見てみますと、当町の地方債残高の割合は依然として相当高い状況にあり、さらに圧縮をしていく必要があるものと考えておりました。当面は、標準財政規模に対する割合を200%以下の100億円程度に圧縮したいと考えております。

また、本年度から平成21年度の間、水道事業会計とともに政府資金など公的資金の補償金免除による繰上償還を実施し、低利なものへの借り換えなどにより負担の大きかった利払いの軽減を図っていくこととし、平成19年度分として本12月議会に2,210万1,000円の繰上償還額を予算化したところで、今後とも地方債の残高の抑制に努めてまいりたいと考えております。

なお、本年度から取り組んでおります行財政改革につきましては、前者議員にお答えしましたように、1億6,700万円の効果を見込んでおりますが、平成20年度以降も厳しい財政状況が続くものと見込まれることから、引き続き財政健全化に向けて取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、東南海地震対策は十分と考えているのか、そうでないなら課題は何か、どう実行していくのかのご質問でございますが、当町にとりまして、何よりも心配なのは、いつ起こってもおかしくないと言われております東海地震、それに連動して発生する恐れがある東南海、南海地震の発生と、これらの地震による津波の襲来であります。

すでにご承知のとおり、紀北町は東海地震に係る地震対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域の指定を受けておりました。これらの地震に対する備えや津波対策など、しっかりと防災対策を進めていかなければならない状況にあるわけでありまして。

さて、その東南海地震対策であります。災害は100%防ぐことはできません、そのためには、いかに災害を軽減するかでございます。自助・共助・公助が大変重要といわれております。その割合は7：2：1でございます。自助とは、自らの命は自分で守ること、共助とは、隣近所が助け合って地域の安全を守ること、公助とは、行政が個人や地域の取り組みを支援したり、自助・共助が解決できない大くくりの仕事を行います。予防対策、応急対策、

復旧・復興対策はいずれも、自助・共助・公助の連携が必要でございます。

去る、12月9日海山公民館で開催されました「みえの防災風土づくりシンポジウム」の中の基調講演におきまして、京都大学防災研究所 巨大災害研究センター長の河田恵昭氏は、ともかく、1分以上の長い横揺れが続いた時には、海岸地域の住民は、津波が来ると考え、すぐに高台に逃げて下さいと話されております。

当町では、地震対策として、これまでにハード面及びソフト面の整備を進めておりますが、決してこれで地震対策は十分とは思っておりません、したがって、これからも町民だれもが安心・安全で暮らせる町づくりを、進めて行かなければならないと考えております。

以上でございます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

議長、説明漏れがあるけど、回答漏れがあります。

だから議事進行で指摘したいと思えますけれど、よろしいですか。

議長

答弁漏れですか。

19番 奥村武生議員

答弁漏れです。壇上で出してあるのは割と簡単なことなもので、だけど壇上で言ったことについては回答していただいてない問題もあるわけです。だから議事進行でお願いしたい。

議長

答弁漏れのことについて。

19番 奥村武生議員

例えば、私が言ったのはですね、銚子川の船津川と合流しての、なおかつその小山海岸のところへ出る河口のことを、私は問題点の説明を申し上げました。これに対して、その県も四苦八苦しているところではありますけども、その導流堤等の問題もあってですね、これは学術的調査をしないと、したほうがもういいに決まっているわけですよ。そのことを是非やってもらいたいということの提言しましたね。

それから水質についてはですね、魚飛ではあかんわけですよ。やるんだったらこれもう質問でも言いましたように開発公社ですかあれば、自分の好きなどに流してくるわけですか

ら、これを、電源開発ですか、おお川なら尾鷲のほうに流れていくおお川の水をですね、どっちみちオーバーフローしたらこっちに流れてくるわけですから、流れてこんどきの水を、水質を調査したって意味ないわけですよ。おお川のその水質調査しないと私言ったわけです。

それから水源地保護のその条例をどのような形でつくっていくのかということについても質問、答えていただけないですね。以上、3つが答えていただけないと思っているんですけども、失礼しました中川です。

議長

町長。

奥山始郎町長

壇上の質疑応答につきましては、通告がなかったように思われますが、私の今の見解で申し上げます。学術調査をやっていただきたいという議員の要望ですね、これを「はい、すぐやります」ということは、今のところ申し上げられません。何のために、いつ、どの部分をどのようにといういろんなことが出てくるわけですから、それをまた議員からお伺いしてですね、検討をさせていただきたい、そう思います。

それから水道水源保護区域については、議員ではもっと広げよと、山の尾根までということとは耳に残っています。今ここでおっしゃいましたですね。言いましたけれども、それについてもですね、水道水源保護条例は近いうちに統合、一本化して新しい紀北町のものをつくっていく、今は暫定的にやっておりますんで、そのときに十分考えてまいりたいと思います。

その次もう1つありました。

19番 奥村武生議員

県・尾鷲市に対して、そのクチスポの水をきれいにして銚子川へ流すよう要請せよということです。

奥山始郎町長

それも向こう、尾鷲市も立派な自治体であることからですね、要請するという、県には上位団体として我々が要請することができます。しかし、尾鷲市さんに対しては市では市のやり方できちんと環境をやっておられると思いますんで、発電でも一緒にしょ、違うんですか。それはよく検討します。

議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

まずですね、やすらぎ苑の問題についてはですね、これは国道長島でやる場合にですね、大内山とつくる場合に、これは賛成もあれば反対もあったわけです。反対の皆さんの声も勘案をしてですね、それで送迎バスを出そうというふうに、町民と町長はお約束したわけですから、これは合併しようかどうかであろうとですね、これは遵守すべきだと思いますけど、いかがですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

ただいま申し上げたようにですね、2町が合併して紀北町になったと、そのようなところでですね、均衡を保つことが重要と判断し、苦渋の決断として19年度から廃止をさせていただいたというわけで、今、廃止をしているわけなんですけども、ほかの議員様からでもですね、それを復活してくれというご要望があります。ですからこの成り行き、町民の声をよく聞いてですね、ご判断をさせていただきたいと思います。

議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

合併によってですね、これ長島で出しているから海山でも出さないかんということは、これは理由にならないと思います。これは私は海山の人間ですから、この海山の誰もがですね、当時の長島議会の中身を見ればですね、これは長島で出したとしてもですね、これは私はクレームはつかないと思います。海山の人間としてそれを申し上げたい。

どうしてもその海山と長島にこだわるんでしたらね、2万円を減額してでもですね、海山と長島でやればいいんじゃないですか、いかがですか、町長。

議長

町長。

奥山始郎町長

議員の助言か提案として受け止めておきます。

議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

なかなか崩しにくいね、これ。私も先日ね知人のそのやすらぎ苑行ったわけですから、こ

れはどうしてもやっぱり最後のお別れになるわけですから、誰でもこの最後のお別れの場に立ち会いたいわけですよ。

とするならばですね、これは町民のその気持ちを最大限受け入れてですね、もう誰もが願っていると聞いてます。長島の町民の皆さんは。誰もが復活を願っているというふうに聞いているわけです。だからね、この部分については検討やなしに、やるという意思を示してもらいたいと思いますけれども、いかがですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

できたら私も示したいんです。ところが先の議会答弁の中でも申し上げたとおりですね、最低1年間はその経過を見てですね、考えさせてくださいというふうに答えておりますんで、今ここでやりますということは、ちょっと難しいのではないですか。

議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

さらに銚子川のことにしましてはですね、これは壇上では申し上げませんでしたけども、町長さんには申し上げましたけども、この地下水の問題について、これは紀北町全体にかかわる、東紀州全体にかかわる問題でありますので、その必要性を申し上げ、そして若干の質問をいたします。

地下水というのはですね、表流水と伏流水と純然たる地下水の3つがあるわけですよ。だけどその3つの水がですね、海とのせめぎ合いのところへ来て、それで大量のプランクトンがそこで発生をして、その水量の量によってですね、表流水、伏流水、地下水の量によってですね、量と質によって魚がどこに住み着くかは決まるわけなんです。

だから、地下水が、ここに地下水が大量にあるんだと、あるんだから取ってもいいということにはならんわけですよ。完全に下流のですね魚の居場所が完全に変わってしまうわけですよ。これは私は三重大学のですね生物資源科できちっと勉強してきたことですから間違いないです。

だから水量と水質、それからさらに踏み込んで言えばですね、東紀州の海の魚との関係が密接にそこでかかわっておるわけです。だからそういうことの調査なくしてですね、地下水の汲み上げを許可してはならない。これはもうはっきり申し上げたい。いかがですか、町長。

議長

町長。

奥山始郎町長

地下水はおそらく河川法の中での取り扱いだと伺っております。しかるにですね、川から9 mですか、それを離れたところにおいては、これは規制がないと聞いております。その範囲内で地下水を取る場合は議員がおっしゃることが大変重要になってくると思います。

議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

住民の生活権を守るという最大の責務をですね。いわゆるその住民の皆さんはですね、前も申しあげましたけども、税金を納めることによって、自分の住民の生活を守るために、守っていただくために、町・県・国に対してですね税金を納めているわけです。だからその裏返しとしてですね、あらゆる努力と英知を結集してですね、町・県・国はですね、住民のその生活をですね守るためにあらゆる努力を、これはしなくちゃならないわけですよ。そのことをやっぱり肝に銘じて今後行政を運営していただきたいと思えますね。

それから、私が問題にした銚子川中流のその特定施設につきましてはですね、これは事実堤内であってですね、堤外ではございませんけども、ないけども実際は河川敷きなんです。だからこういうところに限らずですね、いくつかの川もありますけども、その県のほうへ行っていただいて、対話もできて、私どもの意見も伝えていただいたわけですから、今後問題が発生するとかね、あるいは発生する危険があるとか、あるいはその漁業に対して濁った水が出てですね影響が出るとかというようなことが想定される場合は、県のほうへ指導等お願いして、地場産業を守ることを町長さんやっていただけますね。

議長

町長。

奥山始郎町長

もとより行政の責任者としてですね、町の産業、それから住民の皆さんを守っていくというスタンスは変わりなく続けたいと思います。

議長

奥村武生君。

19番 奥村武生議員

それについてはありがとうございます。

是非、河川敷きも含めてですね、河川敷きへ工場を建てたらあかんというのはですね、もう漁業のこと考えればですね、当然の理屈なんですよ。

それから、この世の中はですね、ちょっと利口な人があらゆる法の目を潜ってですね、特をするというような仕組みになっているわけですよ。純粋な漁業の皆さんが一番損をしているんですよ、はっきり言えば。今後このような漁業者が損をするようなことは、私は一切許しませんから、そのつもりでおっていただきたいと思います。

5分という表示が出ましたので、まとめに入りたいと思いますけども、やすらぎ苑の問題についてはですね、長島の住民の100%がこれを望んでいるというふうに私は判断しておりますので、何らかの形で是非お願いしたい。

それから財政についてはですね、ドラマチックな改革が私は必要だと思うわけです。標準財政規模というのを考えずにですね、遡って建物行政を推進した結果ですね、そのしわ寄せは住民皆にきておるわけですよ。前の議会でも申し上げましたが、陶芸センターなんてというのは学校の校舎を使えばいいし、給食センターについてもですね、冷たい飯なんか食わなくたって長島方式でですね、学校の中へ給食をやってですね、今からでも遅くないんですよ。学校の中へ給食をやって、給食室をつくってですね、そこで地元で捕れる魚とか野菜の調理の方法を生徒の皆さんが見て、ああ私の自分の住んでいる町はこんな素晴らしい町なんだということを認識をすることから、真のその地方の発展が進んでいくんじゃないかというふうに私は思っているわけです。

こういうふうに発言に対して、町長さんも前向きに検討してですね、勉強していただきたいと思うわけです。安易にですね、部下の言うことを聞くとですね、部下が優秀だったらいいですけどもね、そうでなかったら変なふうになっていくわけですよ、これは。寄付の問題だってそうでしょう、会社の。部下の皆さんが受け取ったほうがええと言ったからこういうふうになっちゃったわけでしょう。私はこれ言いませんけども。

それから、この堤防についてはさきほど申し上げましたとおり、自助努力と言ってもね、そのここに体の動けない人がおると、あるいはここが必要だということの地図をつくらなくちゃいけませんよ。それに基づいていざとなったときは、どこに誰がどうするんかというきめの細かい対策を、これは私は立てないかんということは前に申し上げておるわけです。何がなんでも自主防災会に任せておけばええというような、こんな馬鹿な話ないですよ。

それから、最後になりますけども、この電動式で漏れているところは、これは早急に私も

県へ行って話をしますけども、どうも話の聞いたところによると、こんなもの区に付けてもらったら困るという1人か2人おってですね、聞いたところですよ。その人の意見に押されてどうのこうのこういうふうになっちゃったっていう話もありますけども、ここへ付けてもらわないと困るというのが、もうこの辺の住民の99.9%ですから、行政がこんな怠慢なことやってもらっていたら困るんですよ。そのことを強く申し上げ、私の質問を終わります。

議長

これで奥村武生君の質問を終わります。

次に、13番 島本昌幸君の発言を許します。

13番 島本昌幸議員

12月定例会の一般質問をさせていただきます。

未曾有の水害から早3年が経過いたしました。平成18年6月議会定例会でも質問させていただきましたが、船津川の復旧工事のうち、町道相賀小浦線のJR見千代鼻踏切から、汐見橋間がまだ未着工となっております。いつごろ、どのような工事内容で着工されるのか、質問いたします。

次に、役場本庁前から渡利地区に架かる相賀橋の歩道橋が水害時被害を受けてから、これも3年間欄干等の補修がまだされていません。通学路であり、高齢者の通行量も多いように見受けられます。また年明けには渡利牡蠣祭りが開催予定されているとも漏れ聞いております。大勢の観光客もこの歩道橋を通行するものと思われれます。どうしてこのように住民と密着している箇所の復旧が遅れているのか、お聞きしたいと思います。

再質問は自席でさせていただきます。

議長

町長。

奥山始郎町長

島本議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の船津川治水対策につきましては、議員もご承知のとおり、現在、県において「河川激甚災害対策特別緊急事業」として、平成16年から21年度の予定で高浜海岸の河口から上流約3.6kmの復旧が進められており、現在、全体の進捗率は平成18年度末で約53%で、護岸工・堤防嵩上げ等の復旧をほぼ終え、平成19年度以降は河床掘削工事、内頭川の樋門工事、前柱川護岸工事等を施工すると聞いています。

しかしながら、町道相賀小浦線の見千代鼻踏切から汐見橋の250mについては議員ご指摘

のとおりいまだ未着工となっています。この件につきましては、地元自治会からも早期着手の要望が出ていますが、三重県に確認したところ、この区間は上流からの新設築堤護岸と下流の既存擁壁構造護岸がすり付く区間となっていて、現在、この区間の詳細設計を行っているとのことでした。

工事内容については、既存擁壁護岸の根継工事と嵩上工事及び河床掘削工事を予定しているとのことですが、まず年明け以降に住民説明会を開催し、その後に、鋼矢板の打込み振動の影響を把握するために、周辺建物の事前調査を実施するので、着工は3月ごろになる予定であると伺いました。町としては、できる限り一日も早く着工され完成するよう、引き続き要望・協力していく考えでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、議員ご指摘の相賀橋の歩道橋復旧工事の遅れについてでございますが、議員の言われるように通学路であり高齢者等の通行量も多く、さらに年明けには渡利牡蠣祭りが予定されていますが、現在、県においてすでに工事の発注がされています。

工期は9月10月から2月6日の予定で、現在、橋桁を固定する部品の製作中で、現地での工事は1月中旬から始まる予定で、渡利牡蠣祭りまでには完成すると聞いていますが、この間には昼間の片側交通や夜間の通行止め等の交通規制が必要となります。

このことから、近いうちに関係地区へ交通規制のお知らせをさせていただきますので、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

以上です。

議長

島本昌幸君。

13番 島本昌幸議員

壇上でも申しましたけども、昨年の6月議会に一般質問させていただきましてから、1年半経過しました。一体どうなっておるのかなと、もうその間大雨があったら、また越水するようなことがあったらどうなんかなと思って心配しておりましたが、危機管理課の話では、今年は9月14日と15日に出動されておるそうで、そのときにちょっと大雨があったようですね。そのときはちょっと私も確認させていただいたんですけど、あまり水量はなかったように思います。

ですけれども、まあまあこの10月には青森のほうですか、1日200mm以上の大雨が降りまして、床上浸水が何戸も出ていますね。ですので、温暖化の影響かどうかわかりませんが、地震と一緒に季節を問わず、所嫌わず、もう大量の雨はいつ降るかわからない状態で

ございますので、いつになったら工事を着工してくれるんか、ちょっと心配しておりましたが、一応もう県のほうも進めていただいておりますので、一刻も早く工事に着工していきたいと考えております。

渡利の橋のほうも今年というのですか、来年明けにはまた牡蠣祭りがありますので、それまでに間に合わせさせていただいておりますということでしたので、一安心しておるわけです。県の事業でございますが、担当課はこまめにやっぱり足を運んでいただいて、一刻も早くですね、工事を進めていただけるようお願いしたいと思います。

前者議員も申しましたように、これで解決しておるわけではないんですわね。ですので、やっぱり銚子川と船津川の合流点、河口の部分が全く何か解決されてないように私も思うんです。ですので、一応この治水対策、一応完了しましたらですね、やはり落ち着きましたら改めて河口の部分はどうするかということ、やっぱり県とじっくり話し合っただけで根本的な解決をひとつお願いしたいと思います。

その辺、ちょっと町長にお答えいただきたいと思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

銚子川河口及び船津川河口の一番の課題は閉塞していくことですよね。これは先般も港湾の四日市港湾事務所長がおいでになったときにもですね、それは提示し、対応を依頼をしたところでありまして。これは当町にとりまして重要な案件でありですね、今後続けてこれを国・県に要望してまいりたいと思います。

議長

島本昌幸君。

13番 島本昌幸議員

一応、お願いしておることは進めていただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。これで終わります。

議長

これで島本昌幸君の質問を終わります。

議長

次に、15番 中津畑正量君の発言を許します。

15番 中津畑正量議員

議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

まず、1番目には、議員管外視察、この前1ヵ月ちょっと前に行ってまいりましたが、その感想等も述べながら、町長の考え方を聞いておきたいと思います。決して、視察地の町の施策を良いことだからやれという格好での質問では決してありません。参考にするべきところはして、良いまちづくりにしていくという意味で、この報告等もしていきたいと思います。

議員の視察については、マスコミ等でとんでもない視察であったと大きく報道されている議会もあります。我が町の視察は目的等ははっきりと出し合って町政に生かそうと密度の濃い意義ある視察であったと私は思っております。片道、7時間から8時間のバス移動による感想を述べて、今後のまちづくりについて伺います。職員の復命書も報告を受けていると思いますので、町長のお考えを聞きます。

最初に、私、議会事務局のほうにも感想として出したものを、ちょっと読み上げさせていただきます。

平成19年度議員管外施設に参加してということで、平成19年度10月15日・16日・17日と2泊3日の管外視察、1日目は、10月15日、朝7時紀北町を出発して、北陸自動車道を北進し、福井県越前町町営越前温泉露天風呂漁火に到着いたしました。そこで越前町の議長の説明を受けたところであります。

越前町は3町1村が合併して今年で3年目になる人口は、紀北町とほぼ同じ町で、越前カニや水仙で全国に知られている町でございますが、越前露天風呂漁火は町内に6つある温泉のうちの1つで、浴室の前面には日本海が広がっている。そこから見る夕日はJR西日本のポスターにも使われているほど素晴らしい景観を持った施設であるということで説明してありました。

この施設は、公営の健康増進施設と位置づけられているように、温泉を利用して町民の健康増進を図っている。1年間で約15万人の利用客が訪れるが、その客層の割合は町外から7、町内から3割ぐらいで、最近では名古屋、岐阜のほうからの日帰り客も多くなっているということでした。議長の説明の中で、「原発予算を使い温泉を掘ったが、そのあとの維持管理が大変なのが正直なところである」と話されていたのが、私の一番大きく残った、印象に残った話でありました。紀北町でも今後特例債等使って必要なものは本庁舎もそうですし、学校建設もそうです。耐震に弱い点の学校施設も特に早急につくらなければならないということもあります。そういう点では町民の生活を第一に考えて、現在の生活石油価格の高騰をみてもわかるように、費用としては本当に常に流動的なものである。町民にとっての

必要性を考慮したうえで、本当に未来を見据えて取り組んでいかなければならないと強く感じたところでございます。

2日目、10月16日、富山県の砺波市、人口約5万人、南砺市人口約6万人の2市からなる砺波広域圏事務組合が運営しているごみ処理施設クリーンセンターとなみと、南砺リサイクルセンターを視察し、そこでつくられるRDFは老人ホームや学校プール、病院など7つの施設で有効活用しているということでした。一般廃棄物処理処分場については、平成3年に施工しております。運搬入口に自動扉を設置し、異臭を外に出さないようにしているが、内部は強烈な悪臭が充満していて、中で働いている人の健康管理は大丈夫なのだろうかと感じた。我が町の施設のほうがまだ随分良い条件だなと感じたところでございます。

建設同時、地元住民の同意についてはもともと処理場があったところであり、それが新しくなるということで反対はなかった。施設への見学は年間1,000人ほどで小学校や婦人会などが訪れるという、小学生などが訪れるという施設でございます。ダイオキシン対策として燃焼温度を800度にし、24時間運転の3交代で施設運営しているRDF施設は、約19億円で建設し、RDFの製造量3,560tのうち6割は北海道の製紙会社へ、4割を管内利用しているということでした。

人口の規模の違うRDF施設でありますから、当然、あまり特に参考になるということはないと思いますが、この施設の問題点としては説明の中でも運転の維持管理費が本当に高くなっている。またRDFの販路拡大が厳しいという2点が挙げられると言っておりました。これはRDFの販路については北海道の製紙会社に6割が持って行っているということでした。

また、午後には、南砺市の福光プールを視察、このプールは当初ごみ処理の問題とコスト削減の目的から熱源としてRDFを使う発想であったと、さっきのRDF施設の製造からこのプールの熱源にしているということでした。しかし、実際は重油等のほうが安価であり、コスト削減の効果が出ていないのが現実であるという管理者の説明でありました。RDF仕様によるダイオキシン対策については、この施設で焚くときには750度の燃焼温度を活性炭を投入することにより、防いでいるという説明を受けました。

プールの利用件数は昨年1年間で5万8,000人、建設費用は7億5,000万円、福光プールの主な施設として25mの競技用プールが7コース、12mの稼動床式の多目的プール、トレーニング室、エアロビフィットネススタジオ、スポーツサウナ、浴室等が完備されている。また隣接して屋内グラウンド、芝グラウンド、ナイター施設が整ったグラウンドであります、

これらの施設ががあり、それぞれ整備が行き届いていた。私も屋内グラウンドにも入って、3の議員の方と見て回りましたが、本当に何と言うか、あまりにも立派なグラウンドであるので、相当お金もかかっているだろうと、これだけの施設を維持するための財政負担というのは相当大きなものがあるだろうと、そのようなことがその2、3の方とも話し合っ見てきたところでございます。

私は、この福光プールについては、この町にとってもいろいろ要望等を聞きますけれど、健康増進のためのプールは是非つくっていただきたいという町民の声が、私の耳にも届いたようにも思います。ほかの施設についてはエアロビとかフィットネススタジオとか、スポーツサウナとか、そういうものについては今の当町にとっては、少し考えられないような大きな事業になってしまうのではなかろうかという感じたところでございます。

3日目には、今年の3月25日に発生したマグニチュード7.1の能登半島地震の被災地、石川県穴水町を視察、穴水町は人口約1万人で、産業構造も農林水産業を主体とした紀北町とよく似た町である。能登半島地震による穴水町の人的被害は重症者3人、軽傷者36人、住宅被害は全壊72棟、半壊が95棟、一部損壊が1,318棟であると、被害後の反省点として、1、要援護者に対する対応や、2つ目には仮設トイレの設置、3は炊き出し、4には被害者の受け入れ、5には情報伝達の早くすること、6にはボランティアの受け入れ等があり、取り組む課題が多々あったと、しかし、被災直後は町の職員が中心となって動き、町民から高い評価を受けているとのことでした。

震災から半年以上が経過し、町はもとの静かさを取り戻しておりますけれど、震災の爪跡はまだ各地に残っているのが現状である。現に穴水町の庁舎にはまだ暗く、ひび割れが多数入っており、今後、震度5の地震があると倒壊する危険性があるという話でございました。それでも町長の話では、庁舎よりも学校施設の耐震化を最優先に考え取り組んでいる町の姿勢、そういうものが報告されておりましたが、我が紀北町にも見ならうべき姿ではないだろうかという感想文を、事務局のほうにお渡しし出しておきました。

これらの感想文もさることながら、復命書にも町長も目を通しておと思いますので、4つの点でお伺いいたします。

1つには、越前町での原発予算を使った温泉よっての問題点と、紀北町での特例債の使い方について、これは特例債というのは以前から合併前から、私は問題提起したところでございますが、これの償還、またそういうもので建てた維持管理というものも常に頭に入れないながら使っていないと、大変な町になってしまうという懸念を警鐘を鳴らしてきたところで

ございます。

2つ目には、クリーンセンターと書いてありますが、南砺リサイクルセンターRDFの燃料として有効活用についてということで、町長の姿勢を聞いております。これについては有効活用という名の問題もありますが、一昨日も昨日にも質問もありましたように、県のRDF施設、これらについての引き上げ、値上げがされている。このことをどう考えるかということも付け加えながら、町長の姿勢を聞いていきたい。

3つ目には、福光プール、この運営と隣接する屋内グラウンドや芝グラウンド等の財政負担が本当に財政の中まで突っ込んで私もよう聞きませんでしたけれど、これらについての考え方は福光プールが悪いというわけではございませんが、我が町にとっては本当に健康管理のためのプールを歩いて病気を少なくしていく、治していく、そういう部分もございますので、そういうものがどうしても頭から離れませんでした。この点についても是非お聞きしたい。

4つ目には、今年3月25日の能登半島沖地震による被災地穴水町の反省点と、予想される南海・東南海地震による対策を問うということでもあります。これについては町長もさきほども前者にも答弁しておりましたけれど、シンポジウムの関係では本当に僕も知人にも声をかけましたけれど、参加者はもうひとつ少なかった、これについてはやっぱり自治会や自主防災会にも呼びかけて是非話を聞いてもらう、それが災害に対応する大きな話の中身も本当に良いものであったし、もっと皆多くの人に聞いてもらいたいなど、そういう思いから今後のこのシンポジウムに対する取り組み等の考え方も聞いておきたい。そのように思います。

大きな2番目として、建設課における現業職員、臨職の拡充をということで、町長の姿勢を聞いておきます。

町民の声として現業職員、臨職の存在について、今、現業職員2人、臨職2人で回しておりますけれど、この必要性が高くと言いますか、その実績が高く評価されているにもかかわらず、毎年課の現業職員、臨時職員を外そうという声が出てくるのはなぜか。町長はどうみているか、お伺いをいたします。

細部にわたっては自席で町長のお考えを聞きたいと思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

中津畑議員のご質問にお答えいたします。

議員が越前町等の管外視察で研修されましたことにつきまして、その一端をお聞かせいただきましたが、議員のご意見も十分参考にさせていただき、事業の推進には必要性や効果等を十分検討し進めてまいります。

合併によりまして、合併特例債の活用が可能であります。今後、町が実施するハード事業やソフト事業につきましては、少しでも将来に負担を残すことがないように、慎重に十分精査検討し、緊急性の高いものから整備をしてまいりたいと考えております。

次にRDFを利用した施設の建設についてであります。現在、本町には2カ所のごみ固形燃料化施設があり、循環型社会の構想に適したごみを有効的に熱源としての再利用を図るため、RDF化によるごみの処理を行っております。

年間、約3,500tを製造し、うち海山リサイクルセンターで、約800tを燃料として利用しておりますが、残りは三重県のRDF発電所に供給し、発電の熱源として有効に利用されております。

このRDFを町内で利用する場合については、特殊なボイラーの設置や、ダイオキシン類対策のため、維持管理費の財政負担が大きく、また、隣接地を利用したプールの設置には、ボイラーの24時間稼働が必要なり、このことからRDFを有効利用した施設の建設の計画は現在のところございません。

次に、今年3月25日の能登半島地震による被災地穴水町の反省点と予想される東南海、南海地震による対策についてお答えいたします。

今回の議員管外視察には、危機管理課長にも同行させ、その内容によりまして、穴水町執行部の対応は、町長はじめ総務課長、復興対策室長、健康福祉課長などが説明していただき、大変丁寧であったと聞いております。

能登半島地震により震度6強を観測した穴水町の被害につきましては、人的被害は重傷軽傷合わせて27人、住宅の被害は全壊、半壊、一部損壊合わせて2,485棟と町内の56%にあたる住宅が被害を被っております。

議員ご指摘の件につきましては、穴水町の被災対応が良かったと思われる点は、休日のできごとありましたが、非常に多くの職員が参集し、被害状況の調査が早くできております。要援護者に対する対応につきましては、要援護者支援マップを作成していたので、民生委員等により素早い安否確認ができております。

避難者の受け入れにつきましては、保養所を避難所として解放し、町民には大変喜ばれ、また、避難者の心のケアは保健師が24時間体制で担当しております。

復旧・復興につきましては、庁舎の被災復興は後回しにして、学校の耐震化を中心に整備を進めており、その結果、どの地域におきましても地震対策は、やらねばならないと考えており、これらの教訓を当町の防災対策にも生かしていきたいと思っております。

今後予想される、東海、東南海、南海地震による対策につきましては、これらの地震に対する備えや津波対策など、しっかりと防災対策を進めていかなければならない状況にあります。

次に、2点目の建設課における現業職員、臨職の拡充をとの質問にお答えいたします。

建設課の直営班につきましては、議員もご承知のとおり、合併前の旧紀伊長島町が建設課現業職員として配置していたものを、合併時に新町に引き継いだものでございます。合併後は業務の範囲を紀北町全体として、建設課所管の町道、河川、排水路、公園等の維持管理を主な業務とするほか、産業振興課や水道課等他課所管の業務についても支援を行っています。

作業の内容としましては、町道の舗装修繕、草刈、公園樹木の剪定、河川・排水路等の堆積土砂の除去などが主なものでございます。現在、紀北町行財政改革では、建設課直営事業は平成20年度から廃止することとし、住民サービスの低下につながらないように、またニーズに応えられるような新たな制度を検討することとされています。

しかしながら、建設課直営事業の役割・効果は大きく、特に直営班の制度がなかった海山区においては、住民要望への対応が早いことから、大変好評で高く評価されていると認識しています。

このことから、建設課直営事業につきましては、紀北町行財政改革の決定はされていますが、議員の皆様のご意見や、担当課の考えも十分に聞いたうえで、見直すべきところは検討したいと考えております。

以上でございます。

議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

答弁漏れがあるんですけども、よろしいですか。

みえ防災風土づくりのシンポジウムに12月9日、どの範囲まで言うたら募集をかけたのか。有線で流れとったのは知っておったんですが、自主防災や自治会にはどれだけアピールをして来てもらうように図ったのか、その点抜けておりますので。

議長

町長。

奥山始郎町長

その件につきましては、担当課長が答えます。よろしく申し上げます。

議長

中原危機管理課長。

中原幹夫危機管理課長

お答えします。有線はもちろんのこと、各自治会への回覧板、それから自主防災会、それに消防団等々の団体にも呼びかけまして、啓発を行っております。

以上です。

議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

一つずつ、ちょっとやっていきたいと思います。

1つ目の越前町での言うたら問題点、紀北町の特例債の使い方についてですが、これはやっぱり特例債というのはやっぱり町長も前から言っているんですが、借金の一つであるという観点から、現在はそこに事業には使われておりませんが、これを使い過ぎると、当然公債費も上がりますし、そういう意味では何もしないでいいということでもありません。

やっぱり必要な部分、町長も言われたように緊急度等も含めてですね、考えていきたいということですので、是非その点では慎重にやってほしいというのが、私の率直な気持ちです。

ただ、この視察でずっとバスで乗っておられても、北陸道というのは相当車の量が多いわけですね。それで当町としても昨日から言われておる通過地点にならないようにということでございます。特にお金をかけなくてもこの地方では特に白浦から船越海岸、昔の話ですが、道瀬海岸から古里海岸、高塚公園といろいろな景観の良い場所がございます。そこら辺で是非写真や絵になるような場所も多々あるんですね、そういうことも活用しながら、是非交流人口を多くなるように、そんなにお金がたくさん要らない考えだと思いますので、そういう点も含めてですね休憩施設、またインター付近にも是非そういうようなアピールができればという私の思いもございまして、町長のお考えを聞いておきたいと思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

高速道路が来てですね、一番懸念されるのは今、議員がご指摘になった通過地点にならないようにということが、非常に大きいと思います。そのためにもですね、サービスエリアか休憩施設の中にですね、物販施設等を要望してですね、どうにか行けそうな気配でありまして、それだけではいけないんであって、今、指摘にあったですね、まだ知られていないとってもいい景観、あるいは食べ物、あるいは体験学習等々がございましてですね、それらを伝えて、お客さんに伝えていくことが必要だと考えております。

議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

是非、私も中学生ぐらいだと思うんですが、伊勢新聞か何かの講演のときに、三重十景色という新聞を切り抜いて応募した覚えがあるんです。これは村の人総出でですね、高塚公園を売り出そうということで、三重十景に選ばれたこともあるんです。そういう意味では手づくりでも、やっぱり町外の人にもPRできるということでは、今後その自然の景色というのは我が町にとっては一番の資源であると思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

2つ目には、この防災風土づくりのシンポジウムの話ですが、これは僕も参加して本当に何回、もう一回聞きたいなと思ったぐらいな河田教授の講演でした。そういう意味では私もどちらか言うとそんなに賢いほうではないと思っているんで、残っている記憶も少ないんですが、町長さきほどもちょっと言われたように、この防災というのは本当に何回も繰り返し、繰り返し、この自分の頭にたたき込んだり、行動を考えたりしていかないと、いざというときにはなかなか間に合わないという点では、今後ですね、こういうシンポジウムや講演会があったときには、是非本当にしつこいぐらい町民の人にも呼びかけて参集してもらうように、今後とも強めていってほしい。

このシンポジウムあまりにもちょっと少ないように、大体 250から 300ぐらい、あっこの会場で 700ぐらい入るにもかかわらず、約半分ぐらいであったと私は記憶しておるんですが、そういう点はいかがでしたか。

議長

町長。

奥山始郎町長

議員がおっしゃるとおりですね、ちょっと観客というのか聴客ですね、聴聞のする人たち

は少なかつたかなと私も思いましたけれども、しかしながら、来た人は非常に熱心であったなと思つてます。河田先生の話は非常に迫真の講演であつたかなと思つます。今後もですね、皆様の防災に対する意識の高揚、これを続けてまいりたいと思つます。

議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

今、町長も認識的には僕とそんに変わらない認識を示されました。防災に対してはですね、そういう面と行政で行わなければならない部門とが、当然あると思うんです。前もいただきましたこの学校施設のですね、これは避難場所にもなつてはいるんですが、特に相賀小、紀北中というのはこれ早急にやらねばならない建物だと思うんです。穴水町も幸い町長も言われましたが、日曜日であつたために子どもたちが無事だつたということで報告されておりましたが、本当に授業中にこの大きな地震が南海、東南海地震が起きたときには、相賀小なんかはどうなるんだろうという、僕の思いもござつます。

ほかにもたくさんありますけれど、学校もただ本当に悪いところから早く手を付けないと、これはやつた町だから穴水町はそういう反省点も出してやつておるんだということでは、決してないと思つます。おそらくいつ来てもおかしくないという、この南海、東南海地震に備えてですね、このやるところからとにかくこの耐震の強度計算等も出ておるこの相賀小なんかは、本当に人口もよく集まってくるころでもありますし、子どもたちも多いところですよ。多い少ないとは言いませんけれど、本当に悪い耐震には非常に悪い状態であるところから、とにかく何をさておいてもこの部分については急いでいかななくてはならないという考え持つてるわけですが、町長の考え再度聞きたいと思つます。

議長

町長。

奥山始郎町長

さきの定例会におきましても、議員がこのことについて熱心にご議論をいただきました。私もそのことについては必要性は認識しております。期限も聞かれたときに5年以内というふうに答えた記憶を持っております。人口の密集地でもありですね、非常に厳しい数値ですね、危険度が非常に高いということも相賀小が一番その危険度があるということもありまして、よくこれについてはですね、今後もよく勉強してですね、できるだけ早く取り組みたいと考えております。

議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

教育長はいかがですか。

この教育施設の耐震のいろいろ診断の結果も出ておるんですが、これらについては町長ももちろんこの耐力度の弱いところ、すでにもう明らかになっているんですね、教育長も全く同じだと思うんですが、本当に真っ先にやるのはやっぱり子どもたちの命だと思うんです。これはもう大人も大事ですけど、子どもたちの施設はいつも学校の教室の中におるということから、早めなければならんという認識あると思うんですが、ちょっと教育長の考え方も述べていただきたいと思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

議員の答えていただきたい教育委員会の方が答えます。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

ただいまのご質問に、教育委員会としてお答えいたします。

これは町長の権限でございますので、教育委員会として町長のほうに意見として申し上げておるのは、やはりまず相賀小学校を何としても、まずかかってほしいと、これをかかってですね、それから紀北中、東小という形で、具体的に進めていかないと進みませんので、できるだけ早くこの実現できるようにですね、進んでほしいということを申し上げておるところでございますが、これは町長部局と十分意見をすり合わせてですね、同じ形で進んでいきたいと思っております。以上です。

議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

教育委員会のほうの意味もですね、私も議員のほうも地元の住民の方も同じ思いだと思います。比較的大丈夫なところ、大丈夫な小学校であるけど、老朽化しておるんでというのは決してありません。やっぱり耐力度の診断の結果のこの状況を見て、町民一丸となってで

すね、これの改築に向けて進まない、私は本当に手遅れになっては申し訳ないし、やっぱり議会の責任もあろうかと思う思いで、この質問をしておるところでございます。

是非、一丸となってこの耐震強度の本当に弱いところから建て替えも含めて頑張っていたきたい。そのように思います。

2番目の項に移りますが、建設課における現業職員、臨時職員、これは20年度では廃止していくことが検討するということになっておるといことでございますけれど、町長も申し上げておりましたけれど、実際には僕もですね、この現業職の配置というのは本当に海山区の方も今まで知らなただけれど、特に資料面でもはっきり出ておるわけですが、18年度ではですね12.8%、13%ぐらいの海山区でのこの現業職の働きでございました。長島区には以前からずっとあったので76%、19年度に入りますと海山区の方も12.8%から約31%、これだけやっぱり必要性というのですか、道路の簡単な補修にしても草刈りにしてもやってもらえる。そういう状況期待されているところが出てきているんだと思います。

私、いろんな自治会の方にも申し上げるんですが、すべてを役場に持ち込むというよりも、できる部分は自分でやりながら、しかし集落によってはお年寄りばかりでできないところもある。そういうところには積極的にこの現業職の方が行って、草を刈ったり道路を直したり、側溝の砂利を上げたり、そういうようなお手伝いをしているというのは、この現業職の方たちの役割でもありました。

これは紀北町の町全体の環境整備や住民の方はすぐやってくれるんだな。本当に早くて業者にわたすよりも安くこの仕事ができる。そういうメリットを考えるならば、人件費そのものは本当に安いものでございます。しかも、この現業職の方の仕事ぶりというのは、いろいろ今まで過去に遡って技術的にも蓄積をされてきたものもでございます。簡易舗装なんかについても手早くやっている。しかし、工事を請け負う業者の中小業者の人の足を引っ張っているのかということ、そうでもありません。それ以上の、20万円以上の仕事については業者にわたしておる。簡易な仕事を手早く、素早くやっているというのが、この現業職の方たちの仕事であります。

私は、そういう意味では20年度に廃止の方向ということで決まっていたけど、いろいろ考えたいということで、町長の答弁を受けておりますので、是非この部分については海山区の中にもこういう現業職の人を拡充をしてですね環境を守っていく、そういう点では本当に合併して本当にいいことないなという声も聞こえてくるんですけど、この現業職、臨職の建設課におる方たちは、他の課の仕事もイベントもいろいろ手伝っているわけですね。

そういう意味では是非必要な部分だということで、今後とも海山区のほうすぐ人員配置をするというわけにはいかないでしょうけれど、是非、要望があれば本当に海山区、長島区言わずにですね、飛んでいかれる方でございますから、是非有効に活用と言いますか、この現業職を使っていただけるよう、町民の方も本当に喜んでおります。私が何も言わないのに、「本当に現業職というのは絶対なくしたらいかんで」というような話まで出てきます。

そういう意味では、町長の今後のこの現業職の人に対する考え方、拡充も含めまして考え方を聞いておきたいと思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

さきほど演壇でも申し上げましたけれども、この事業はですね、この案件は行財政改革の中で決定をされております。非常に盛んな議論をやったうえでの決定であると認識しております。これについての、また必要性が議員だとか、あなただけではなくて、もっと多数の議員さんのご意見もあることから、それを再度ご検討していきたいなと思っております。

それから、海山区にも拡充してという職員の増員と、私は受け止めておりますが、現在のところ大変厳しいなと思っております。19年度の9月までの割合からいましてですね、今、議員もおっしゃったようですけども、長島区においては49.1%、海山区は31.6%で、他課のですね、つまり産業振興、水道、教育庶務等でやっているのが19.3%、かなり海山区のほうへも仕事が届いている。行き届いているというような現実をお伝えしたいと思います。

議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

まとめていきたいと思えます。管外視察についてはですね、いろんな考え方もありましようが、是非、職員の復命書等の報告も受けてですね、前向きにいろいろ町民の目線に持って、このまちづくりを取り組んでいただきたい。

それで、2番目の建設課にかかわる問題、私も草刈りも今まで3回やってくれていて、何で2回になったんやと、その2回目も遅いではないかというような話、いろいろ要望は続いているんだかということも聞きます。しかし、合併して海山区も一緒になったんですと、本来なら3回するところを海山区へも行かなければならなくなったので、これはやっぱり2回しかできない場合もありますと、遅くなる場合もありますということで、住民には私自身も

そんな説明もしておりますけれど、本当に住民の方はできる範囲では草刈り、また側溝整備、避難路、避難橋、そういうものも含めてですね、やる姿勢で自前でできるところはやろうという姿勢を持ってもらいながらですね、この現業職という、建設課の現業職の職員の方を使っていく、そういう意味では是非行革の縛りもありましょうが、今後見直して、是非いつてほしい。ひとつの現業職の形態だと思います。

そういう点を強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

議長

これで中津畑正量君の質問を終わります。

以上で、通告済みの質問はすべて終わりました。

議長

それでは、本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さんでございました。

(午後 4時 47分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 20年 3月 6日

紀北町議会議長 世古勝彦

紀北町議会議員 入江康仁

紀北町議会議員 平野隆久